

昭和四年三月

本篇は出稼漁夫供給組合の概況を記述したるものにして職業紹介事業上参考に資する所不尠と認め上梓したるものなり

緒言

發行所 寄贈本

中央職業紹介事務局





目次

序論……………一頁

一、組合の沿革……………一二

二、組合の目的……………一五

三、組合の範圍……………一七

四、組合の組織及機關……………一八

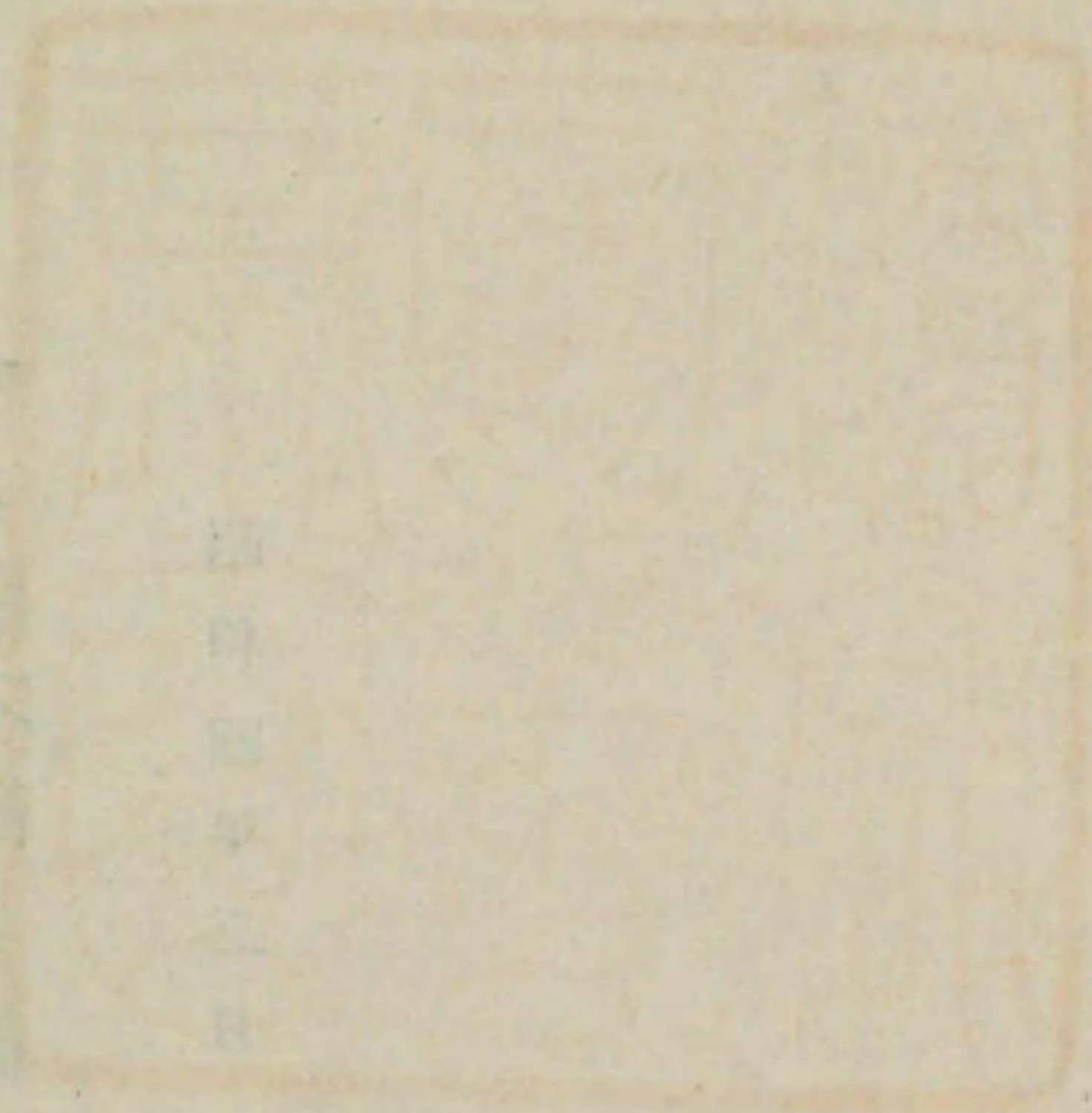
五、組合の事業……………二四

    A. 供給事業……………二八

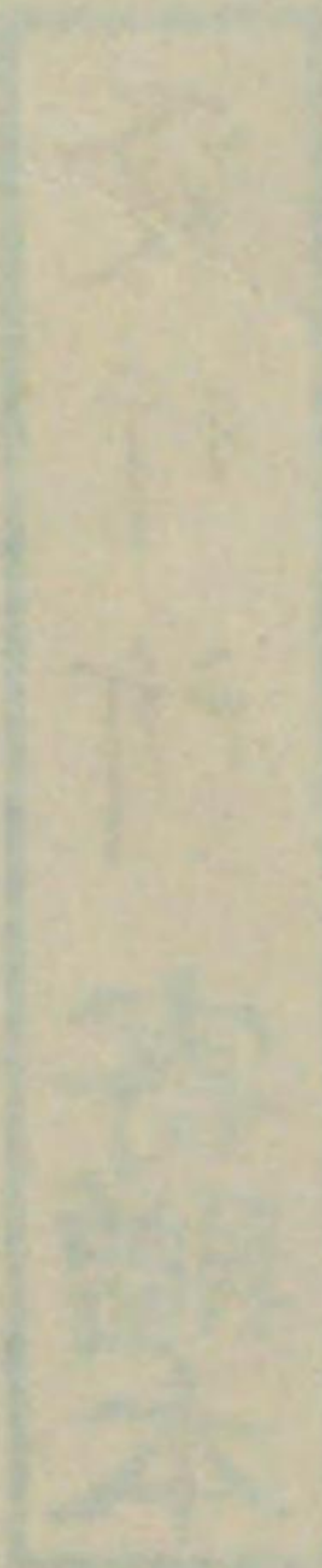
    B. 保護並其他の事業……………四五

六、組合の經費……………四九

結言……………六三



中央農業聯合會





附 録

縣外出稼者組合規則(青森縣令)……………六五

北海道出稼人證明規則(青森縣令)……………六七

漁夫募集取締規則(青森縣令)……………六九

秋田縣出漁者供給組合規約準則……………七八

富山縣下新川郡出漁團規約……………八〇

秋田縣山本郡漁夫募集員組合規約……………八三

岩手縣九戸郡勞務者募集員組合規約……………八六

秋田縣出稼勞務者保護組合聯合會會則……………八九

北海道出稼漁夫供給組合一覽表……………

青森縣出稼漁夫供給組合一覽表……………

秋田縣出稼漁夫供給組合一覽表……………

579-258

出稼漁夫供給組合調査

序 論

本調査は出稼漁夫供給組合に關するものであるが、此組合は北海道の鯨漁夫、北千島に於ける鱈漁夫、露領に於ける鮭鱒漁夫の如く特殊の漁業期に限り一時漁夫として出稼する者即ち所謂出稼漁夫を中心として發生したものであるから、先づ之等漁夫一般に付概説することとする。

本邦鯨、鱈、鮭漁業の世界的地位

鯨、鱈、鮭は世界重要魚族で何れも世界産額五十萬噸以上のほり、殊に我國に於ける之等魚族の産額は世界的に重要な地位を占めてゐる。

鯨類漁獲高

世界總産額

一、八〇八、八七三噸

約一〇八、五五〇千噸

年次

日 本

五九三、二六七

二二、五三三

(一九二二—一九二五)

英 國

五九一、二五六

四七、三九二

(一九二二—一九二五)

諾 威

三二六、一八六

一二、六〇八

(一九二二)

米 國

五二、九二二

一、三九八

(一九一八—一九二三)

(本表中日本欄には朝鮮、樺太及露領出漁を含む)



鱈類漁獲高

世界總產額	一、七三四、四八三	千円	(一九二二—一九二五)
英國	七六四、二七五	?	(一九二二)
諸威	二七九、四六〇	三八、二五六	(一九二二)
日本	二四四、六六六	一七、六四	(一九二五)
米國	八五、九八一	一三、一六四	(一九一八—一九二三)

(本表中日本欄には内地の外朝鮮、樺太を含む)

鮭鱒類漁獲高

世界總產額	五三〇、二八八	千円	(一九二二)
米國	二三三、七六五	二七、一〇〇	(一九二二—一九二五)
日本	一八九、七六六	?	(一九二四—一九二五)
加奈陀	一〇六、七五七	一三、五五七	(一九二四)

出稼漁夫數

(現代産業叢書第一卷水産業二頁)

我國に於ける之等の漁業は主として北海道、樺太、千島及露領方面に於て一定の漁業期に限り一時的に行はれるものであるから、従つて之に従事する労働者はその漁業期間だけ雇傭せられるのである。之等漁業に従事する労働者の數及びその供給地を見るに左の如くである。

北海道練漁業労働者數及供給地 大正十二年度(北海道廳調)

出稼地方別	職能別	船頭	下船頭	漁夫	計
道内		六五三	六〇二	一二、四一三	一三、六六八

縣	船頭	下船頭	漁夫	計
青森縣	六〇七	六三四	一四、五九四	一五、八三五
秋田縣	二〇一	二一五	五、二七六	五、六九二
岩手縣	四六	六三	一、四八二	一、五九一
富山縣	七	七	一〇二	一一六
新潟縣	一	一	四	六
石川縣	三	二	二五	三〇
宮城縣	一	一	二一	二二
福井縣	一	一	一	二
合計	一、五一八	一、五二四	三三、九一八	三六、九六〇

右表によれば出稼漁夫の總數は三六、九六〇人で、その中最も多數を占むるは青森縣の一五、八三五人にして之に次ぐは北海道の一三、六六八人秋田縣の五、六九二人岩手縣の一、五九一人で其他は全く少數である。

次に露領に於ける邦人經營漁區出漁々夫數は左の如くである。

年次	漁夫	帆船々員兼漁夫	計
大正元年	九、七五一	三、〇二四	一二、七七五
大正二年	一〇、六七六	二、四六八	一三、一四四
大正三年	一〇、〇三一	二、〇〇四	一二、〇三五
大正四年	一〇、七二七	一、七二七	一二、四四四
大正五年	九、九二九	二、三六三	一二、二九二
大正六年	一〇、四五八	二、二三八	一二、六九六
大正七年	一〇、九〇六	一、九五〇	一二、六三六



大正八年	一三、六〇〇	二、五〇〇	一六、一〇〇
大正九年	一三、二六八	二、〇九四	一五、三六二
大正十年	一二、五五六	一、七四五	一四、三〇一
大正十一年	一六、八五二	一、六六四	一八、五一六
大正十二年	一七、〇七四	一、一七四	一八、二四八
大正十三年	一五、八一六	八〇四	一六、六二〇
大正十四年	二〇、三七九	七六八	二一、一四七

即ち逐年増加の傾向に在り、大正十四年に於ては其數二萬を超えるに至つてゐる、尙邦人にして露人經營の漁區に出稼する者も相當數に上ると考へられるが、之を詳かにする事を得ない又樺太方面への出稼漁夫も資料を缺くを以て明かでない。

更に之等出稼漁夫をその主要なる供給地たる北海道、青森縣、秋田縣、岩手縣、富山縣につきて調査したる所によれば左の如くである。

### 昭和二年度出稼漁夫數

出稼先	供給府縣	北海道	青森縣	秋田縣	岩手縣	富山縣	計
北海道	北海道	四、九四四	九、四七一	三、九二三	一、五五五	一、五九五	二一、四八八
千島	青森縣	六四	四八	一〇四	六二五	六二五	八四一
樺太	秋田縣	一、二六二	一、五五〇	一、四二三	一一九	四二五	四、七七九
露領カムサツカ	岩手縣	五、三五六	三、八六四	八一五	一一八	六〇	一一、二一三
沿海州サガレン	富山縣	一	一	四九	八〇八	三五〇	一、二〇七
其他(主として内地)	計	一一、六二六	一四、九三三	六、二一〇	三、七〇四	三、〇五五	三九、五二八

### 出稼漁夫の募集

出稼漁夫の募集方法は左の四種である。

- 一、漁場經營者自身又は其の代理人を出張せしめて募集するもの
- 二、船頭に託して募集するもの
- 三、營利紹介業者に託して募集するもの
- 四、出稼漁夫供給組合より供給を受くるもの

而して之等の募集に對しては供給諸縣は何れも取締法規を制定して募集上の弊害を防止することにとめてゐるが更に之を自己の團結力によりて防止し、地位の向上を計らんとし出來たものが出稼漁夫供給組合である。而して之が當初に企圖したる需要地供給地間の聯絡による募集従事者の全廢は未だ實現せられず、數字上より見れば組合の供給上の實績は相當擧がつてゐる如くであるが、現在に於ては依然として募集従事者の存在を無視するを得ない状態である。

募集費に就いては之を全體に就いて知る事は殆ど不可能であるが、大正十二年北海道廳が鯨漁夫に付き調査した結果を掲げて見る。

募集せる漁夫總數	募集費總額	一人當り募集費
内地	一、一六、二二六	四、九九弱
道内	二、三、二九二	二、〇二強
道内	一、三、六六七	

### 出稼漁夫の雇傭契約

雇傭契約は以前に於てはその内容も明示せず被傭者に不利なる點が非常に多かつた様であるその一例を示せば左の



如くである。

三 錢  
印 紙

### 被雇契約證書

一金

私儀今般

ノ給料ヲ以テ被雇頭書ノ金子正ニ領收借用仕候處確實也然ル上ハ 月 日ヨリ 月 日迄萬事貴

殿ノ家法ニ從ヒ晝夜ノ別ナク確實ニ相働キ可申候尤モ本契約ヲ締結スルニ當リ他ニ被雇契約無之ハ勿論爾來ニ於テモ不實ヲ搆造

シ又ハ逃走若クハ病氣等ノ爲メ義務不履行ノトキハ保證人ニ於テ一切引受ケ貴殿ノ要求ニ應ジ速ニ借用金辨濟可仕決シテ貴殿ニ

御迷惑相掛ケ申間敷候本件ヨリ争ヒ生ジタルトキハ最寄區裁判所ヲ以テ第一審ノ管轄ヲ合意ス

右爲後日被雇契約證書一札如件

大正 年 月 日

住 所

被雇本人

住 所

右保證人

殿

然し供給組合設置後に於ては契約内容を契約書に明示され、その内容も殆んど一定されるに至つた。今舊契約書と對照せしむるため新契約書をも掲げる。

### 被雇契約證

第一條 圓 給料全額

内 圓前借金トシテ正ニ受取申候

第二條 勞務ニ服スヘキ期間ヲ昭和 年 月 日ヨリ昭和 年 月 日迄トス

勞務期間ヲ延長シタルトキハ雇主ハ延長日數ニ應ジ日割賃金ヲ支拂フモノトス

第三條 勞務期間内ノ食料及契約義務ヲ履行シタル場合勞務者居住地間ノ往復旅費ハ雇主ノ負擔タルモノトス

第四條 勞務ニ服スヘキ漁場ハ 漁場トシ漁撈製造搬出及ヒ是ニ要スル準備並ニ終了時ノ整理

等ニ服スルモノトス

雇主ノ都合ニ依リ漁場又ハ勞務ノ種類ヲ變更セントスルトキハ勞務者ノ承諾ヲ要ス

雇主勞務者ノ承諾ヲ得シテ漁場又ハ勞務ノ種類ヲ變更シタルトキハ勞務者ハ契約ヲ解除スルコトヲ得

既ニ勞務ニ服シタル後前項ニ基キ勞務者契約ヲ解除シタルトキハ勞務ニ服シタル日數ヲ日割計算トシテ給料全額ヨリ差

引タル殘額ヲ直ニ雇主ニ支拂フモノトス

第五條 勞務期間中勞務者ハ雇主ノ正當ナル指揮又ハ善良ナル漁場ノ慣習ニ從ヒ誠實ニ勞務ニ服シ濫リニ飲酒ヲ爲シ又ハ自儘ニ

休業ヲ爲ササルハ勿論賭博其他一切不法カマシキ行爲ヲナササルコト

第六條 前條ニ違反スル行爲ニ因リ解雇セラレタルトキハ勞務者ハ既ニ勞務ニ服シタル日數ヲ日割計算トシテ給料全額ヨリ差引

タル殘額及ヒ前借金ノ拾分ノ壹ニ相當スル違約金ヲ直ニ雇主ニ支拂フモノトス

病氣其他止ムヲ得サル事由ニ依リ勞務ニ服スル能ハサルニ至リタル時ハ前項ノ違約金ハ是ヲ免除スルモノトス

第七條 契約締結後出立前ニ勞務者ニ於テ逃亡又ハ二重契約ニ因リ勞務ヲ履行スル能ハサルニ至リタルトキハ前借金ノ五分ノ壹

ニ相當スル違約金及前借金ニ對スル月壹歩ノ割合利子ヲ直ニ雇主ニ支拂フモノトス

契約締結後出立前ニ勞務者ニ於テ病氣其他止ムヲ得サル事由ニ依リ勞務ニ服スル能ハサルニ至リタルトキハ契約ノ解除

ヲ爲シ又ハ雇主ノ承諾ヲ得テ代人ヲシテ勞務ニ服セシムルコトヲ得

第八條 前項ニ基キ契約ヲ解除シタル場合ハ勞務者ハ前借金及前借金ニ對スル月一步ノ割合ノ利子ヲ直ニ支拂フモノトス  
契約締結後雇主ノ都合ニ依リ解約シタルトキハ雇主ハ前借金ノ拾分ノ壹ニ相當スル違約金ヲ直ニ勞務者ニ支拂フモノト



第九條 終業シタルトキハ收獲高ノ百分ノ三十ヲ手當トシテ全員ニ對シ給與スルモノトス

本給與ノ配分ハ上役ノ見込ニ依ル

第十條 勞務期間中業務ニ基キ疾病ニ罹リ若クハ負傷シタルトキハ雇主ノ負擔ヲ以テ醫療方法ヲ講シ勞務ニ服スル能ハサルトキハ歸還セシムルモノトス

勞務期間中業務ニ基キ死亡シ又ハ負傷シ將來勞務ニ耐ヘサルトキハ金參拾圓以上金二百圓迄ノ慰藉料ヲ支給スルモノトス  
事業ニ基キ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ治療中給料ヲ減額セス

事業ニ基カサル負傷又ハ疾病ニ因リ休業スル場合ト雖モ休業五日以内ナルトキハ給料ヲ減額セス

第十一條 本契約ニ關シテ訴訟ヲ提起スル場合ハ

區裁判所ヲ以テ管轄裁判所トス

右契約候也

昭和 年 月 日

青森縣上北郡百石村  
被雇人

青森縣上北郡百石村

連帶保證人

青森縣上北郡百石村役場内

連帶保證人

百石村出稼者組合長 三浦元次郎

殿

出稼漁夫の賃銀

賃銀は、漁業の種類、出稼地の遠近、職能、稼働期間の長短等によりて異なる。

今之を全く概括的に表示すれば大體次の如くである。

青森縣出稼漁夫賃金調 (昭和三年自一月至六月)

青森縣警察部調

月	別	出稼先		人員		雇賃總額		一人ノ最高賃		一人ノ最低賃		一人平均	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一月	北海 太道	七三	三	二八、二八二	一、一五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇	四〇	三〇	四〇
二月	北海 太道	三三	三	一、一五五	一、一五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇	四〇	三〇	四〇
三月	北海 太道	三三	三	一、一五五	一、一五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇	四〇	三〇	四〇
四月	北海 太道	三三	三	一、一五五	一、一五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇	四〇	三〇	四〇
計	北海 太道	一八〇	一〇	一、一五五	一、一五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇	四〇	三〇	四〇







出稼時期歸還時期

漁期も亦漁業の種類、漁場により異なつてゐる。北海道内に於ける鯨も近場所と遠場所とによつて多少時期を異にしてゐるが大體三月中旬より六月下旬までであり、樺太は三月中旬より七月中旬、露領方面は五月より九月である。故に漁夫にして北海道の漁期を終へて更に露領方面に出稼する者が相當多い様である。而して之等漁夫の労働状態は非常に過激にして労働時間等も一定せず、魚群襲來の場合には晝夜を分たず労働するのである、しかも賃銀も亦工場労働者に比し高しと云ふを得ずしかも福利施設等も殆ど見るべきものはない様である。

一、沿革

四面海に圍まれたる我國はその自然的狀勢上水産業が盛であつて、之に關する勞力の移動は各地で相當行はれてゐる様であるが、その最も大量的なるものはカムチャツカ、樺太、北海道方面の鯨、鮭、鱒、蟹漁業への労働の移動であらう。而してその勞力の供給地は主として北海道、青森、秋田、岩手、山形、福島、富山等の諸縣で、大正十二年四月一日東京地方職業紹介事務局設置せられて以來之等主要供給地たる諸縣を管轄區域とせる關係上漁業労働移動に注目し同年七月關係諸縣並社會局との本問題に關して打合をなす所あり、其後屢々本問題に關して關係當局の打合會合等あり、又その間東京地方職業紹介事務局の活動により大正十三年十一月に至り社會局長官より北海道、青森、秋田、岩手、新潟、富山、石川、宮城の各縣に對し北海道鯨漁業労働者紹介に關する件通牒を發せられるに至つた。

北海道鯨漁業労働者紹介ニ關スル件通牒

(社發二部第五〇三號ヲ以テ大正十三年十一月十五日付社會局長官ヨリ)  
北海道、青森、秋田、岩手、新潟、富山、石川、宮城各地方長官ヘ)

標記ノ件ニ關シテハ從來紹介方法並労働者供給地ト需要地トノ聯絡方法等ニ付調査攻究ヲ進メ居リ候處今般北海道函館市ニ關係各道縣主務職員ヲ招集シテ協議ヲ重ネタル結果別紙要領ノ通協定致候ニ付テハ大體其ノ趣旨ニ基キ大正十五年度ノ漁期ヨリ實施致度希望ニ有之候條右御承知ノ上可然御措置相成度

北海道鯨漁業労働者紹介要領

北海道鯨漁業労働者ノ雇入ニ關シテハ從來漁業經營者ニ於テ各別ニ募集シ來リタルモ諸種ノ弊害アルヲ以テ左記要領ニ基キ東京地方職業紹介事務局之カ需給調節ヲ圖リ關係道府縣廳及市町村長ニ於テ協力事務ニ從フモノトス

記

第一、一般方針

- 一、鯨漁業労働者ノ紹介ハ主トシテ市町村長之ニ當リ供給地市町村ニ於テハ必要ニ應シ出稼漁夫供給組合ヲ設ケ其ノ組合長ハナルヘク當該市町村長ヲ以テ之ニ充ツルコト
- 二、市町村長又ハ出稼供給組合長ハ出稼漁夫ヲ取纏メ團體紹介ヲ爲スコト
- 三、市町村長又ハ出稼漁夫供給組合長ニ於テ出稼漁夫ヲ取纏メ漁業經營者又ハ其ノ代理人ト雇傭契約ヲ爲ス場合ハ市町村長又ハ職業紹介所ノ設ケアル市町村ニ於テハ職業紹介所長立會スルコト
- 四、鯨漁業労働者所要員數ニ過不足アルトキハ東京地方職業紹介事務局ニ於テ需給調節ヲ圖ルコト
- 五、原則トシテ前年漁期ノ雇傭關係ヲ踏襲スルコト但シ地理的關係等ヨリ右雇傭關係ヲ踏襲セシメサルヲ便宜ト認ムルモノニ付テハ此ノ限りニ在ラス

(第二、手續以下略)

こゝに於て、青森縣に於ては大正十四年十二月十八日縣令第七十九號縣外出稼者組合規則を制定し又北海道に於ては本道出稼漁業労働者紹介要領を定むる等關係各府縣並に東京地方職業紹介事務局と共に協力して組合の設置懲憑に努めたる結果大正十四年に至りては北海道、青森縣、秋田縣に之が設置を見るに至つた。



昭和三年八月に於ける調査によれば組合数は

北海道	三三
青森縣	一一二
秋田縣	七二
合計	二一七

であり、之を設立年度別に見れば左の如くである。

縣別	年次		昭和元年	昭和二年	昭和三年	計
	大正十三年	大正十四年				
北海道	一	一	二二	八	一	三三
青森縣	一	九	一一	二	一	一一二
秋田縣	一	五	一四	三	一	七二
合計	一	一五	四七	一三	一	二一七

外に富山縣一箇所(大正九年十二月) 岩手縣一箇所(大正十二年一月)あり

上述の出稼漁夫供給組合と多少その趣を異にせるものに富山縣下新川出漁團と岩手縣九戸郡勞務者募集員組合がある。

富山縣下新川郡に於ては明治二十年以降沿海薄漁と共に漁村の人口過剰の結果多年北海道、樺太、勘察加方面を主として、出稼する漁夫數千名に達し其收得金を以て漁家生計を支持するの状況を呈しつゝあつたが、偶々出稼先竝に歸還の途中に於て賭博又は酒食に耽り收得金を浪費し自然に品性劣悪となり、且つ生計上不安を來す事例尠からず其の他二重契約等の悪習があつて其の信用を失墜しつゝあつたから之等の弊風を矯正すべく縣當局の斡旋と郡内漁村有志

の自覺により出稼漁業者に於ける多年の悪風を矯正すると共に出稼者の保護善導と漁村繁榮を目的として大正九年十月二月下新川出漁團の成立を見たのである。

又岩手縣九戸郡に於ては大正十二年一月北海道樺太出稼労働者の募集、紹介上の弊害を防止し労働者の弊風を矯正し雇主及被傭者間の利益親睦竝に相互の信用を高める目的を以て、同地方の北海道、樺太出稼漁夫募集員及出稼労働者が九戸郡勞務者募集員組合を組織した。之に類したるものは既に大正二年頃秋田縣山本郡に發生した、之即ち山本郡漁夫募集員組合で募集員相互の募集競争上の弊害を防止せん事を目的としたものであるが、大正十四年に至りて同縣内に「出稼漁夫供給組合設置せらるゝと共に廢止を見るに至つた。

### 二、組合の目的

組合の規約上に於てその目的とする所を見るに「組合員の出稼に付團體紹介をなし雇傭契約の舊弊を改善し以て共同利益並福祉の増進を圖る」にある。

組合設置以前に於ては鯨其他の出稼漁夫は大體左の三種の方法により募集せられた。

- 一、漁場經營者自身又は其の代理人を出張せしめて募集するもの
- 二、船頭に託して募集するもの
- 三、營利紹介業者に託して募集するもの

而して之等の漁夫の募集は「北海道の鯨漁業を除いては多くは樺太カムチャツカ方面に出漁するものであるから労働者募集取締令の如く募集地と就業地との兩監督官廳が相呼應して公正なる募集の行はれむことを期する組織に在つ



ては直ちに之を漁夫に適用することは稍困難となる事情に在る故」(木村清司氏著労働者募集取締令釋義六九頁)労働者募集取締令の適用から除外され、各府縣の取締に委ねられてゐる、青森縣の漁夫募集取締規則(大正十四年十月九日青森縣令第六十七號)富山縣の出稼漁夫取締規則(大正七年九月富山縣令第五十一號)秋田縣の勞務者募集取締規則等々その縣内の漁夫募集に對する取締をなして個々の募集主の募集行為に制限を加へてそれより起る弊害を防止してゐるが、雇主の募集競争より生ずる募集費の増加、ひいてはその増加の結果たる賃金低下等の雇傭條件の劣惡の點に何等の考慮がなされてゐない。

こゝに於て出稼漁夫が互助の精神により組合を作り、全國的の勞務需給關係の調節機關たる職業紹介機關と聯絡提携して、從來の不統一なる勞力需給を組織化し一方雇傭主に於ける募集費の負擔を軽減せしめひいて雇傭條件の向上を計ると共に他方出稼者に於ける二重契約、不參等惡弊を防止せん事を目的としてゐるのである。

富山縣下新川出漁團はその規約に見るに「團員共同の利益を増進する」(規約第二條)を目的としたるもので、上述の組合の目的とは異なる所ないがその沿革について見ると、主として出稼者の出稼中に於ける賭博酒食による稼得金の浪費、二重契約等の惡弊防止を目的として發生したものの如くである。

之に反して、岩手縣の九戸郡勞務者募集員組合は規約上「漁夫募集員及び出稼漁夫を以て組織」(同規約第二條)し「募集、紹介上ノ弊害ヲ防止シ勞務者労働者等ノ弊害ヲ矯正シ、雇主及被傭者間ノ利益親睦並ニ相互ノ信用ヲ高ムルヲ以テ目的」(同規約第三條)としてゐるが、その組織の主體は募集員であり従つて募集員の相互の募集競争上の弊害防止を目的としてゐる様である。

之を要するに岩手縣及び富山縣を除き主として北海道鯉漁業労働者紹介要領に基きて北海道、青森縣、秋田縣に設置を見たる組合はその名稱には、出稼漁夫供給組合、出稼漁夫互助組合、勞務者保護組合、出漁者組合、縣外出稼者組合等の別はあれど、何れも同紹介要領の示す如く、市町村と同様、漁業労働者の紹介主體として團體紹介を目的としてゐるのである。即ち北海道鯉漁業労働者紹介要領に付て見るに先づ鯉漁業労働者の紹介は、市町村長之に當るを原則として必要ある場合に「出稼漁夫供給組合」を設けて紹介に當らしむる事を定め市町村長若しくは組合長が團體紹介に際し雇傭契約をなす場合職業紹介所ある市町村に於ては職業紹介所長を立會はしめ、全體としての需給調節は東京地方職業紹介事務局をして之に當らしむる事となす等、需給兩地市町村の聯絡、地方職業紹介事務局に於ける需給調節等は全く公設職業紹介機關の組織を應用したるものであつて、職業紹介所未だ普及せざる現狀に於ける過渡的組織と見らるべきものである。而して、この場合に於ける市町村若しくは出稼漁夫供給組合は法規上に於ては何等認められたるものではないが事實上、職業紹介所の機能を代行するものであつて、職業紹介機關の全國的普及までの過渡的機關と見るのが至當であらう。

### 三、組合の範圍

組合は主として市町村を單位としその區域内の出稼漁夫を組合員としてゐる。然し中には數箇町村若しくは一町村内の字を單位としてゐるものも多少ある。今組合を單位別に示せば左の如くである。



縣別	區別					計
	字ヲ區域トスルモノ	一市町村ヲ區域トスルモノ	數箇町村ヲ區域トスルモノ	郡ヲ區域トスルモノ	警察署管轄區域トスルモノ	
北海道	一					三三
青森縣			一一			一一
秋田縣			六三			七二
富山縣						一
岩手縣						一
合計	一	二〇六	一〇	一	一	二一九

上表にて明かなる如く組合の大部分は一市町村単位であり、之は北海道鯨漁業労働者紹介要領に據るものである、而して數箇町村が合體して組合を形成してゐるのはその個々の町村が單獨に組合を組織するには組合員數少きか或は行政上二箇町村が組合役場を設置してゐる事によるのであらう。

富山縣下新川出漁團は下新川郡を單位として組織せられて居り、その沿岸諸町村よりの出稼者を組合員としてゐる。而して、この各町村に支部を置いてゐる。

又岩手縣九戸郡勞務者募集員組合は久慈警察署管内を單位としてゐる、之は恐らく募集許可等の關係によるものであらう。

町村單位の組合が郡を中心として郡聯合會を組織してゐるものに秋田縣山本郡聯合會及青森縣各郡聯合會がある。更に秋田縣及青森縣では全縣下の組合が聯合して各々縣聯合會を組織してゐる。而して之等聯合會は組合の聯絡並助成機關となつて活動してゐる。

#### 四、組合の組織及機關

組合は組合區域内より出稼する漁夫及組合趣旨を賛成し組合に於て推薦又は承認したる者を以て組織する、組合に加盟せんとする者は組合員の紹介に依り組合に申込をなす事を規約に定められてゐるが、實際に於ては組合區域内の出稼者は之を組合員として組合の手によつて供給してゐる如くである。

組合規約準則等を見るに組合の經費は組合員出稼契約斡旋料及組合員負擔金に由る事を定めてゐるが、組合員に組合費の如き負擔金を課してゐる所は殆どなくかゝる方法をとる事は寧ろ組合の存立を危うする事であり、従つて個々の組合員の自覺は全く之を認むる事を得ない狀況である。

組合員は組合の議決機關たる總會に於ける議決權及び副組合長並に幹事の選舉權並に被選舉權を有してゐる。又組合員は義務として所屬組合の紹介に據るの外漁業經營者又は其の代理人と雇傭契約を爲す事を得ざる事を規定され、即ち契約自由に對する制限を受けてゐる、然し之が違反に對しては何等罰則の規定のない以上事實上、大した強行力を有するものではない。

次に富山縣下新川出漁團は同郡より縣外に出漁する者を以て組織する、即ち郡内沿岸町村の一若しくは數箇町村に於て支部を組織し、支部が集りて團をなしてゐる入團に際しては其旨支部長を経て團長に申込み承諾を受くるを要する。而して、本團に於ては出稼者供給手數料を徵集せざるを以て組合員に負擔金を課してゐる。

組合員は總會に於ける直接の議決權を有しないが支部の業務執行に關する諮問機關なる支部參事會々員の選舉並に被選舉權を有する。

組合員は雇傭契約に付ては本團の斡旋を受くるを要し、遵守すべき事項として左記諸項が規定されてゐる。

- 一、一般出漁者に對し親睦を旨とすること



- 二、出漁中相互遭難相救の實を全くすること
- 三、喧嘩口論の行爲あるべからざること
- 四、漁場の風紀を維持し賭博其他惡事に關係せざること
- 五、勤儉貯蓄を勵行すること

團員にして團の規約其他の規程に違反し又は不都合の所爲ありたる時はこの處分は支部參事會の決議を経て百圓以下の過怠金を課す。

岩手縣九戸郡勞務者募集員組合はその規約第二條によれば北海道、樺太出稼漁夫募集員及び地方勞役勞働者を以て組織する事を規定してゐるが規約中の組合員の實行すべき事業等を見るに全く募集員のみ適用さるべき事項のみであり、現在の組合員を見るも募集員二二名あるのみである。

而して本組合区域内に於て漁夫其他勞務者、勞役勞働者を募集せんとする者は本組合に加入する義務がある。(同規約第十條) 故に無届又は組合に加入せずして募集する者あるときは直ちに組合に申告することとしてゐる、其他専ら募集員の募集競争より起る相互の損害の防止を目的としたる規定が置かれてゐる。

次に組合の機關に付いて述べやう。

北海道出稼漁夫供給組合規約準則を見るに組合の役員は組合長一名、副組合長一名、幹事若干名、方面委員若干名である、組合長は當該町村長之に當り組合を代表し組合の業務を總理する。副組合長は總會に於て組合員中より互選し、その職務は組合長を補佐し組合長事故あるときは其職務を代理する。幹事中二名は町村役場吏員に付組合長之を囑託し他は總會に於て組合員中より互選する、その職務とする所は組合長の命を承けて事務を處理するにある、而して町村役場吏員にして幹事に囑託せられた者が専ら供給斡旋等の事務に従事するのである。

方面委員は組合長之を囑託し組合長の指揮を受け組合員出稼中其の家族の保護其の他必要なる事務の執行を斡旋する。役員任期は組合長を除く外すべて二年である。又報酬又は手當は總會の決議により受くる事を得、實際に於ても多少の手當を支給してゐる組合が多い。

一例を擧ぐれば青森縣下に於てその供給數に於て最たる三戸郡湊町出稼者供給組合に於ては昭和三年度豫算中に役員報酬として組合長五十圓、副組合長三十圓、幹事三十圓、別に専任雇員の給料として一名年額五〇〇圓を計上してゐる。

尙その他の役員たる方面委員には別に手當を支給しないが、會議を開催した場合に日當二圓を支給する事としてゐる。

又秋田縣山本郡八森村岩館村出稼者供給組合に於ては昭和三年度收支豫算中に手當として組合長三十圓、副組合長三十五圓、専任幹事四十圓、囑託幹事二十五圓を掲げてゐる。

組合は毎年一回十月中總會を開き必要ある場合は別に臨時總會を開く事が出来る(同規約第十三條)

而してその決議すべき事項は

- 一、經費豫算及事業計畫に關する事項
- 一、經費決算に關する事項
- 一、規約の改廢に關する事項
- 一、其他必要と認むる事項



である。別に組合長、副組合長、幹事及方面委員を以て役員會を組織せられてゐるがその職務權限に付ては全く規定を置かれてゐない。又總會の議決方法に付いて全く規定を缺いてゐる。

富山縣下新川出漁團は役員として團長一名、副團長一名、支部長若干名、副支部長若干名、參事若干名を置く（同規約第六條）

團長は下新川郡長之に當り、團を代表し其業務を總理し（第七條第九條）

副團長は下新川郡水産組合長之に當り團長を補佐し團長事故あるときは之を代理する（第七條第十條）

團は同郡沿海町村に支部を設くる事とし現在は魚津町、經田村、石田村、生地町、村椿村、飯野村、上原村、横山村、五ヶ庄村、泊町、宮崎村、境村の各町村に支部がある。支部には支部長、副支部長、參事の役員あり。支部長は當該町村長之に當り、團長の指揮を受けて支部に於ける業務を處理監督し、副支部長は團員中より支部長之を推薦し、支部長を補佐し支部長事故ある時は之を代理するを職務とする。參事は團員より選出せられ支部長の諮詢に應じ業務の執行に參與する（第七條第十三條）

支部には別に組頭若干名置かれ支部長の推薦に依り團長之を囑託す、（第十四條、第十五條）。而してその職務とする所は支部に於ける業務の執行を斡旋するにある。

本團は業務執行の議決機關として本部會及支部參事會の二種を置いてゐる。（第十八條）本部會は本團業務執行上の統一に關する事項及び本部の經費に關する事項を議する機關で毎年一回以上開催し支部長及副支部長を以て組織し團長議長となる。

支部參事會は參事を以て組織し、支部の經費を議決する、（第二十五條）而して之等會議に於て議決したる事項の執行に就いては團員は不服の申立をなす事を得ない（第二十一條）。本規約に於ても議決方法に關する何等の規定も置いてゐない。

岩手縣九戸郡勞務者募集員組合は役員として顧問一名、組合長一名、副組合長二名、幹事、各村一名以上、會計書記兼務二名以内をおく（同規約第六條）

組合長、副組合長は幹事會に於て選定し組合長は組合を代表し組合の事務の統理監督並に會議の招集開閉をなし、副組合長は組合長を代理補佐する、幹事は各町村會員より選定し組合の事務を分掌す、會計及書記は組合長より囑託せられ一切の事務に従事する。而して之等役員はその任期三箇年で無報酬である（同第八條）。

議決機關としては總會及役員會があり前者は毎年一月十日後者は毎年一月二日に開かれ其他臨時若しくは會員三分の一以上の請求ありたる時總會及役員會を開く事を得る。而して毎年度の會費決算は役員會に付議認定を受け總會に報告する又總會の際に北海道樺太漁業家及雇主は出席し漁夫給與其他給料の決定に付意見を交換し公定標準相場を作成する事を得る。其他には總會及役員會の議決事項及び議決方法に付全く規定を缺いてゐる。

次に供給組合郡聯合會及び縣聯合會に付いて述べて見やう、青森縣に於ては郡毎に郡内の供給組合を以て郡聯合會を組織し更に郡聯合會を以て縣聯合會を組織してゐる。又秋田縣に於て縣内の全出稼勞務者保護組合を以て秋田縣出稼勞務者保護組合聯合會が組織せられてゐる。その目的とする所は縣内の組合の聯絡統一を圖り其の發達を期するにあり、即ち組合の助成機關である。

而してその機關としては會長一名、副會長一名、理事若干名の役員を置かれてゐる、會長は秋田縣知事を推戴せられ、會務を總攬し、副會長には秋田縣學務部長推戴せられてその職務とする所は會長を補佐し會長事故あるときは之



を代理するにある、理事は會員に關係官吏中より會長之を委囑し重要なる會務に參畫し業務の執行を援助す。會長は必要により幹事長以下事務員を置く事が出來之は上司の指揮を受けて諸般の事務を處理する。役員は總て名譽職とし其の任期は二年である。

議決機關として毎年一回總會を開會し左の事項を付議する。

一、豫算並決算

一、會則の改正

一、其他の重要なる事項

會長必要と認むるときは臨時總會を開くことを得る。

要之組合は何れも規約によつて組織及機關を定めて居り、組合の事務執行に對する構成單位たる組合員の參與も形式上に於ては明示されてゐるが組合の事務執行は町村の有力である役員たるによつて決せられ全く市町村營たるが如き觀を呈して居り未だ組合員の自覺乏しく團結としての力は未だ之を認むる事を得ない状態である。

### 五、組合の事業

北海道出稼漁夫供給組合規約準則によれば組合はその目的を達するため行ふべき事業として左の諸項を掲げてゐる。(同規約第五條)

一、雇傭契約斡旋に關する事項

一、賃銀受拂に關する事項

一、出稼者出發又は歸還に關する事項

一、出稼中に於ける出稼者並に家族の保護に關する事項

一、出稼者風紀の矯正に關する事項

一、優良出稼者表彰に關する事項

一、出稼地の調査に關する事項

一、其他本組合の目的を達する爲に必要な事項

又富山縣下新川郡出漁團の事業を規約について見るに左の如くである。

一、雇傭斡旋に關する事項

二、雇傭契約に關する事項

三、賃金受渡の保護に關する事項

四、弊風の矯正に關する事項

五、優良者表彰に關する事項

六、渡航、歸還及貨物輸送の斡旋に關する事項

七、出稼中の保護に關する事項

八、出稼地の開拓施設に關する事項

九、遭難其他災害の救恤に關する事項

一〇、漁業用品の共同購買に關する事項



- 二、漁獲物及漁獲物製品の販賣斡旋に關する事項
- 三、其他必要なる事項

以上の兩規約に示されたる所は大體共通であるが、唯下新川郡出漁團の規約に表はれた事業中八、(一)、(二)の如きは、北海道出稼漁夫供給組合格約中には之を缺き、事實上如何なる點まで實行せられてゐるか疑問であるが、注目に値ひする點である。

又岩手縣九戸郡勞務者募集員組合の規約を見るに組合員の確守實行すべき事業として左の諸項を掲げてゐる。(同規約第十一條)

- 一、勞務者勞役勞働者給付金を協定すること
  - 二、二重契約を防止すること
  - 三、勞務者勞役勞働者契約したるときは住所氏名を事務所に届出ること
  - 四、事務所に於ては雇傭契約者臺帳に町村別に記載し二重契約發見したるときは警察署へ申告すること
  - 五、雇傭契約者中北海道樺太へ出稼するものは必ず出稼證明書を携帶せしむること
  - 六、雇傭契約者出稼地を變更したるときは直ちに組合に申出づること
  - 七、無届又は組合に加入せず募集する者あるときは直ちに組合に申告すること
  - 八、組合員勞務者の出稼先の情況及び家元の情況を時々通報するものとす
  - 九、本組合は北海道其他關係勞務者雇傭團體と連絡するものとす
- 又不正漁夫の債務不履行により苦しめる雇主のために債權取立の斡旋をなす此の場合にはその報酬として債權額の

二割を請求し尙訴訟等の場合は雇主に於てその實費を負擔するものとしてゐる(第十八條)

要之にこの組合は募集員等の募集競争より受くる相互の弊害の防止を使命としてゐる團體であるから性質上、全く消極的であり、積極的なる事業の如き殆ど之を行はず、規約は全く組合員の行動に對する制限規定のみなるが如き觀を呈してゐる。

次に出稼漁夫供給組合格聯合會の事業を述べて見やう、秋田縣出稼勞務者保護組合格聯合會の會則を見るにその事業とする所は左の如くである。

- 一、出稼地に於ける勞務に關する諸般の調査に關する事項
- 一、雇傭條件並紹介謝金の協定に關する事項
- 一、出稼勞務者及家族保護に關する事項
- 一、組合員の表彰に關する事項
- 一、其他必要と認むる事項

而してこの中現在行はれてゐる事業としては雇傭條件並紹介謝金の協定に關する事業及び出稼勞務者及家族保護事業で後者に對しては罹災遺族保護規程を設けてゐる。

要之九戸郡勞務者募集員組合を除いて其他の所謂出稼漁夫供給組合の事業は規約上より見るに大體、供給斡旋事業保護事業、其他の事業に分たれる。而して殊に北海道青森秋田の諸縣の組合の設置の規準となつた北海道鯨勞働者供給要領を見るに之が設置は公設職業紹介機關との協力を前提としたもので、之に關する規程も規約準則に設けられて居る。



即ち北海道出稼漁夫供給組合規約準則に左の如き規程をおいてゐる。

第七條 本組合は出稼者に過不足を生じたる場合は速かに其の旨道廳及東京地方職業紹介事務局に通報し其の指揮に據り出稼者の便を圖るものとす

第二十四條 本組合は其の年度の事業終ると同時に其の成績を第八號様式(略)に依り速に道廳及地方職業紹介事務局に報告するものとす

第二十五條 本組合解散したるときは組合長及役員は精算人となり精算終了したるときは其の顛末を監督官廳に報告し同時に東京地方職業紹介事務局に通報するものとす

即ち出稼漁夫の大量的勞働需給關係の調節並に組織化を目的とせる公設職業紹介事業の一機能を分擔せる組合が、供給を主たる事とした事は當然なりと云はねばならない。

故に現状について見るに組合は何れも供給事業のみを行つてゐるかの如き觀を呈し、其他の事業は規約には掲げられてゐるが、全く微々たるか若しくは絶無と云つてもよいのである。以下組合の事業を供給事業、其他の事業の二項に分つて、詳説することとする。

### A 供給事業

先づ組合の供給手續を記述する。北海道漁業勞働者紹介要領には原則として左記の如き手續を定めてゐる。

一、期限を定め漁業營業者をして雇入地方別に區別して第一號様式に依る雇入申込書三通を所轄市町村長に提出せしむること但職業紹介所あるときは職業紹介所長に提出せしむること

二、市町村長又は職業紹介所長前項の申込を受理したるときは東京地方職業紹介事務局及供給地市町村長又は職業紹介所長に各一通を直送すること

三、供給地市町村長又は職業紹介所長は需要地市町村長より雇入申込書の送付を受けたるときは出稼漁夫供給組合をして前年漁期に於て出稼したる漁夫を取纏めしめ別紙第二號様式に依る出稼申込書を徴し東京地方職業紹介事務局及需要地市町村長又は職業紹介所長に直送すること

四、供給地市町村長に於て需要申込に對し出稼漁夫に過不足あるときは別紙第二號様式に依る出稼申込書を東京地方職業紹介事務局に提出すること

五、新に出稼せむとする者若は特種の事情に依り前年漁期に於て雇傭せられたる漁場外に出稼せむとする者は前各項に準じ取扱を爲すこと

六、需要地市町村長又は職業紹介所長は漁業經營者より第三號様式の雇入決定通知を徴し東京地方職業紹介事務局に提出すること

七、關係道府縣廳及東京地方職業紹介事務局はなるべく供給地市町村に吏員を派遣し需給調節に付當該市町村長と協力すること



番號

第一號樣式

北海道釀漁業出稼者雇入申込書

私儀左記條項ニ依リ釀漁業(建網、刺網、步方)出稼者雇入度候ニ付御周旋相成度此段申込候也

昭和 年 月 日

住所  
屋號  
氏名  
印

各府縣市町村長宛  
記  
一、希望船頭  
順位 住所 氏名 給料額  
第一  
第二  
第三

二、希望下船頭  
順位 住所 氏名 給料額  
第一  
第二  
第三

三、希望漁夫  
順位 住所 氏名 給料額  
第一  
第二  
第三

四、期 間  
自 月 日 至 月 日  
給料前渡額 給料ノ割  
五、旅 費  
六、其ノ他

第二號樣式

北海道釀漁業出稼申込書

拙者等左記條項ニ依リ北海道釀漁業出稼致度候ニ付可然御周旋相成度候也

昭和 年 月 日

住所  
何々出稼漁夫供給組合  
代表者 氏名 印  
東京地方職業紹介事務局宛  
道府縣市町村長宛  
記  
一、希望先  
順位 町 村 經營者氏名 經營漁場  
第一  
第二  
第三  
第四

二、期 間  
自 月 日 至 月 日  
三、共同出稼者氏名及給料  
職能 給料 住所 氏名 年齡  
金 圓 縣 郡 町 村 當 歲

四、給料前渡額 給料ノ割  
五、旅 費  
六、其ノ他







(青森縣)

本籍	現住所	氏名	戸主氏名 續柄	所屬 組合名	職業 職能
				兵籍ノ 關係	

出稼年次	昭和 年	屋主氏名	就業場所	兵籍關係	成績	證明欄
出稼記録						昭和 年 月 日 出稼ヲ證ス

(秋田縣山本郡八森村出漁者供給組合)

第 號  
昭和 年 月 日交付  
出稼人 手帳

秋田縣山本郡八森村出漁者供給組合

住 所	出稼年	職能	雇主住所氏名	成績	手帳 年月日 印
	昭和二年				昭和 年 月 日
	昭和三年				昭和 年 月 日
	昭和四年				昭和 年 月 日
	昭和五年				昭和 年 月 日
	昭和六年				昭和 年 月 日
	昭和七年				昭和 年 月 日
	昭和八年				昭和 年 月 日

表	彰	備	考



組合員は出稼の際之を携へて雇傭主に渡し、雇傭主は漁期終了後成績を記入して組合へ送還するのである。

この成績は翌年度に於ける雇傭に大いに影響を有するのである。

雇傭主によりては九一制度(賞與)の歩合を以てその成績をあらはしてゐる。

出稼漁業労働者は通常船頭、下船頭、漁夫、雑夫の四種あり、船頭は最高の技術者でその數最も少く一人の船頭に對し、一定數の下船頭、漁夫、雑夫が附屬し、之が一團となり、一定の漁場に出稼するのであるから、毎年募集期即ち十二月になると、漁場主若しくはその代理人が、供給地に來つて、船長に託して募集を行ふを通例とする、而て募集の協定つきたる場合は組合の事務所たる町村役場に行きて規定の供給手數料を納付して雇傭契約を締結する、手數料額は殆ど一定し青森縣、秋田縣の組合全部及び北海道の大部分は漁夫紹介一名に付壹圓五十錢であるが、北海道には金二圓をとるもの金五十錢をとるもの、二十錢をとるもの各々一つ宛ある。この場合組合長は組合員の雇傭契約に對して連帶保證人となるのである。今一例として被傭契約書を左に掲げる。

### 被雇契約證

#### 第一條 金 圓給料金額

内金	圓	昭和	年	月	日	前借金トシテ受取
内金	圓	同	年	月	日	借金トシテ受取

第二條 勞務ニ服スヘキ期間ヲ昭和 年 月 日ヨリ同年 月 日迄トス勞務期間ヲ延長シタルトキハ雇主ハ延長日數ニ應ズル日割賃金ヲ支拂モノトス

第三條 勞務期間内ノ食料ハ應募地ヨリ勞務地迄ノ往路旅費及契約義務ヲ履行シタル場合ニ於テハ勞務地ヨリ船川港町歸路旅費ハ雇主ノ負擔タルモノトス

第四條 勞務ニ服スヘキ漁場ハ雇主經營ノ漁場鯉鱒鮭漁撈製造及搬出位ニ之ニ付帶スル漁場ノ慣例ニヨル海陸諸般ノ勞務ニ服スヘキモノトス雇主ノ都合ニヨリ漁場又ハ勞務種類ヲ變更セントスルトキハ勞務者ノ承諾ヲ要ス雇主勞務者ノ承諾ヲ得

スシテ漁場又ハ勞務ノ種類ヲ變更シタルトキハ勞務者ハ契約ヲ解除スルコトヲ得

既ニ勞務ニ服シタル後前項ニ基キ勞務者契約ヲ解除シタルトキハ勞務ニ服シタル日割計算トシテ給料金額ヨリ差引キタル殘額ヲ直ニ雇主ニ支拂フモノトス

第五條 勞務期間中勞務者ハ雇主ノ正當ナル指揮又ハ善良ナル漁場ノ慣習ニ從ヒ誠實ニ勞務ニ服シ濫リニ飲酒ヲナシ又ハ自儘ニ休業ヲ爲サ、ルハ勿論賭博其他一切不法カマシキ行爲ヲナサ、ルコト

第六條 前條ニ違反スル行爲ニ因リ解雇セラレタルトキハ勞務者ハ既ニ勞務ニ服シタル日數ヲ日割計算トシ給料金額ヨリ差引タル殘額及前借金ノ十分ノ一ニ相當スル違約金ヲ直ニ雇主ニ支拂フモノトス病氣其他止ムヲ得サル事由ニ依リ勞務ニ服スル能ハサルニ至リタルトキハ前項ノ違約金ハ之ヲ免除スルモノトス

第七條 契約締結後出立前ニ勞務者ニ於テ逃亡又ハ二重契約ニ因リ勞務ヲ履行スル能ハサルニ至リタルトキハ前借金ニ對スル月一步ノ割合ノ利子ヲ直ニ雇主ニ支拂フモノトス契約締結後出立前ニ勞務者ニ於テ病氣其他止ムヲ得サル事由ニヨリ勞務ニ服スル能ハサルニ至リタルトキハ契約解除ヲナシ又ハ雇主ノ承諾ヲ得テ代人ヲシテ勞務ニ服セシムルコトヲ得

第八條 契約締結後雇主ノ都合ニヨリ解約シタルトキハ雇主ハ前借金ノ十分ノ一ニ相當スル違約金ヲ直ニ勞務者ニ支拂フモノトス

第九條 終業シタルトキハ收穫高ニ應シ各百石ニ付鍊金五十圓鮭ハ金四十圓鱒金二十五圓ヲ手當トシテ全員ニ對シ給與スルモノトス

第十條 本給與ノ配分ハ上役ニ於テ配當案ヲ作り雇主承認ヲ得ルコト  
勞務期間中業務ニ基キ疾病ニ罹リタルトキハ治療中給料ヲ減額セス  
業務ニ基タル負傷又ハ疾病ニ因リ休業スル場合ト雖モ休業五日以内ナルトキハ給料ヲ減額セス

第十一條 保證人ハ本契約ニ付被雇人ト連帶ノ責任ヲ負フモノトス



第十二條 本契約ニ關シテハ訴訟ヲ提起スル場合ハ  
右契約候也

昭和 年 月 日

裁判所ヲ以テ管轄裁判所トス

秋田縣南秋田郡船川港町  
被 雇 者  
秋田縣南秋田郡船川港町  
連帶保證人

契約成立せる場合は雇傭主は當該被傭者に對し、普通協定賃金の約五割を前貸するのである。而して、契約時期は大體十二月乃至一月であり、出稼時期は二月中旬乃至三月中旬である、この出發期に至つて、更に賃金の約五割を第二回到前貸する、従つて、協定賃金の約九割五分は未だ就業せざる内に前貸金として、被傭者に交付せられるのである。而して賃金の前貸は出稼者にとつて殆ど例外なく行はれると稱してもよいのであつて、東北地方の逼迫せる農漁村の缺くべからざる財源と云はねばならない。即ち、契約期に於ける第一回の前貸金は越年の費用に充當せられ、出發期に於ける第二回の前貸金は出漁中に於ける家族の生活費の唯一の主たる財源となるのである。

富山縣下新川郡出漁團に於てはその出漁規程中に團員は其の雇傭契約に付いては本團の斡旋を受くべきものと規定してゐるが供給斡旋に付手数料も採らないから事實上は供給斡旋に付特別の方法を講せず、唯支部に於て支部長は團員に對し、出稼者取締規程に依る出稼證明書下付申請の手續には指揮督勵し或は出發に際し各支部に汽船を回航せしめて乗船者の便宜を計る等の方途を講じてゐる。

岩手縣九戸郡勞務者募集員組合は上述の如く、組合の性質上、募集員相互の募集競争上の弊害防止を目的し、供給事業を行はず唯、専ら二重契約の防止、之が摘發及組合員の雇入契約濟漁夫にして虚病若くは入獄又は二重契約等の事由により雇主に損害を及ぼしたるときは雇主より其の住所氏名、年齢、貸付金額、契約年月日竝に連帶借用人住所氏名等を組合長に申告せしめ、組合長は之により全組合員に通知し、此の漁夫にして前貸金等一切の損害金を辨償したる後でなければ之が雇入を組合員に禁ずる事にとめてゐる。

次に各縣下に於ける組合の供給取扱概況を述べる。  
先づ大正十五年度に於ける取扱数は左の如くである

供給組合供給取扱數

大正十五年度

府 縣 名	組 合 數	供 給			人 員		計	一組合當リ 供給數
		船 頭	下 船 頭	漁 夫	雜 夫			
北 海 道	二四	五九	八五	一、九五三	六六	二、一六三	九〇・一	
青 森 縣	一一〇	三五五	三五六	一、四〇八	一一、二九四	一三、四一三	一一一・九	
秋 田 縣	六九	一四九	二五一	四、二二五	二、一七四	六、七九九	九八・五	
富 山 縣	一	二八〇	二二〇	一、五〇一	二八〇	二、二八一	二、二八一・〇	
岩 手 縣	× 一	二一	一三	三七四	一〇	四一八	四一八・〇	
合 計	二〇五	八六四	九二五	一九、四六一	三、八二四	二五、〇七四	一二二・三	

×本組合は上述の如く供給事業を行へるにはあらざるを以て供給數とは云へざるもその組合員たる募集員の取扱數ならん。

右表によれば大正十五年度に於ては組合總數二〇五、此供給取扱總數二五〇、七四人で一組合の平均取扱數は一二二人強である。之を府縣別に見れば最も多きは富山縣の二、二八一人であるが、之は組合が郡單位でその區域に十二箇町村の支部を有してゐる故であり、之が町村別平均をとつて見ると一支部平均一九〇人強となる。

之につぐは岩手縣の四一八人であるが之は他の組合と性質を異にするを以て、同一視する事を得ない。其他に於ては青森縣の一二二人弱最も多く之に次ぐは秋田縣の九九九人弱で最も少きは北海道の九〇人強である。



次に昭和二年の取扱概況は左の如くである。

供給組合供給取扱数

昭和二年度

府縣名	組合數	供給頭下船頭漁夫雜員			計	一組合當り供給數
		船頭	下船頭	漁夫雜員		
北海道	三二	一五〇	一九二	一八三	六、六八九	二〇九・〇
青森縣	一一二	三四三	三九七	一、八二五	一四、九三三	一三三・三
秋田縣	七二	一二五	二二二	三、五五五	六、二一〇	八六・三
富山縣	一一	三二一	二六二	二、一一一	三、〇五五	(二五四・五)
岩手縣	一	一一	一五	四〇一	四五〇	四五〇・〇
合計	二一八	九六一	一、〇七八	四、六九九	三一、三三七	一四三・七

右表によれば昭和二年度に於ては組合數二一八供給取扱總數三一、三三七人で一組合平均取扱数は一四四人弱である。之を府縣別に見れば北海道は組合數三二供給總數六、六八九人で一組合平均二〇九人、青森縣は組合數一一二供給總數一四、九三三人で一組合平均一三三・三人、秋田縣は組合數七二供給總數六、二一〇人一組合平均八六・三人、富山縣は組合數一一供給總數三、〇五五人(一支部平均二五五人弱)岩手縣は組合數一、供給總數四五〇人である。而して一組合平均供給数の最も多きは富山縣であるが、此組合は上述の如く郡單位であり、之を支部(町村)單位として見るときは二五五人弱となる。

岩手縣の組合は取扱數四五〇人で相當多きも郡單位であり性質上供給組合と見做し難い事上述の如くである。其他に於ては、北海道の二〇九人最も多く之に次ぐは青森縣の一三三人強、最も少きは秋田縣の八六人強である。

之を大正十五年度に比すれば組合數供給總數共に増し、一組合平均供給數に於て二二人弱を増してゐる、之を府縣別に見るも各府縣共一組合平均供給數を増し僅かに秋田縣が減少を示してゐるのみである。次に之等出稼漁夫の出稼先及び出稼先の漁業種類を府縣別に示せば左の如くである。

前表に見るに出稼者總數は三九、五二八人で北海道岩手縣は出稼漁夫の總數であり、青森、秋田の兩縣は供給組合の供給總數であるが、この兩縣は組合普及し居るを以て之を兩縣の出稼者總數と見るも大差はあるまい。富山縣も亦一組合の取扱數であるが、組合の區域間は縣下主要の出稼漁夫供給地であるから、之又これによつて出稼漁夫の總數を推定し得ると思ふ。

今之を出稼先について見るに最も多きは北海道の二二、三二九人で總數中の五六・五%を占め、之等は大部分鯨漁夫である。之に次ぐは露領(カムサツカ、沿海州、サガレン)にしてその數一一、二二三人で二八・四%を占め就中カムサツカがその大部分である。而して之等は主として鱈、鮭、鱒、蟹等の漁夫である。更に次いで樺太の四、七七九人で一二・二%を占め之等は鯨、鱈漁夫である。

次に此供給地を見るに最も多きは青森縣の一四、九三三人で三七・八%を占め之に次ぐは北海道の一、六二六人で二九・四%、秋田縣の六、二一〇人(一五・七%)岩手縣の三、七〇四人(九・四%)富山縣の三、〇五五人(七・七%)である。更に之等出稼漁夫の出稼先の漁業種類出稼日數及取得金に付き供給府縣別に記述すれば次の如くである。

北海道に於ける出稼漁夫の出稼時期歸還時期出稼期間及收入

出稼先	出稼種類	出稼時期	出稼日數	一期間ノ普通取得高			前渡金		
				船頭	下船頭	漁夫雜員	最高	最低	普通
道内	鱒、鮭	三月中旬	九〇	一八〇	一三〇	九〇	一三〇	七〇	八五
		六月上旬	一一〇	一八〇	一三〇	九〇	一三〇	七〇	八五
		八月下旬	一一〇	一八〇	一三〇	九〇	一三〇	七〇	八五
道外	同	三月中旬	三五	一〇〇	六〇	四〇	三〇	八割	全額
		六月上旬	三五	一〇〇	六〇	四〇	三〇	八割	全額
		八月下旬	三五	一〇〇	六〇	四〇	三〇	八割	全額
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	







出稼先	出稼種類	出稼時期	出稼日数	船頭	下船頭	漁夫	雑夫	前最高	前最低	普通
露領カムサツカ オホツク沿海州	鮭	五月	一八〇	三五〇	二五〇	一五〇	七〇	一三〇	七〇	一二〇
太	鮭	五月	一四〇			九〇		九五	七五	九〇
太	蟹	五月	一四三					八〇	六五	七五
太	蟹及鮭罐詰製	五月	一五〇					一〇〇	六〇	八〇
太	鮭	六月	九〇			八〇	七〇	八〇	七〇	七五
太	鮭	六月	一二〇			一〇〇		一〇〇	八〇	八〇
太	蟹	六月	一五〇					九〇	六〇	七〇
宮城	鮭、鮪、鰯	随時	一〇〇乃至二四〇			一五〇	一七〇	九〇	六〇	七〇
宮城	鮭	八月	一七〇	三〇〇	二二五	一五〇	一五〇	五〇	三〇	四〇
静岡	鮭	七月	一六〇	二五〇	二二〇	一五〇	一二〇	五〇	二〇	三〇
福井	鮭	八月	一八〇	三五〇		二五〇				三〇
秋田	鮭	八月	一五〇			二五〇		六〇	三〇	四〇
青森	鮭	七月	一二〇	二〇〇		一七〇		七〇	五〇	六〇
神奈川	鰯	六月	二〇〇	五〇	四五	三五				

富山縣に於ける出稼漁夫の出稼時期歸還時期出稼期間及收入

出稼先	出稼種類	出稼時期	出稼日数	船頭	下船頭	漁夫	雑夫	前最高	前最低	普通
樺太	鮭、鱈	四月、七月	一〇〇	五〇〇	四五〇	四〇〇	一五〇	一五〇	八〇	一二〇
利尻	鱈、鮭	三月、七月	一〇〇	三〇〇	二五〇	二二〇	一〇〇	一〇〇	五〇	八〇
釧路	鮭、鮪	七月、九月	八〇	四〇〇	三五〇	三二〇	一五〇	一〇〇	五〇	八〇
根室	鮭、蟹、雑漁	三月十一月	二〇〇	六〇〇	五五〇	五〇〇	二〇〇	一五〇	一〇〇	一二〇
幌筵	鮭、蟹、雑漁	五月、十月	一二〇	五〇〇	四五〇	四〇〇	二〇〇	一五〇	一〇〇	一二〇
カムサツカ	鱈、蟹	五月、十月	一二〇	六〇〇	五五〇	五〇〇	二〇〇	一五〇	一〇〇	一二〇
岩手	烏賊、鮪、鮭	九月、十二月	一二〇	二五〇	二二〇	二〇〇	一〇〇	五〇	三〇	三〇
石川	汽船手繰底曳	二月、十二月	三〇〇	三八〇	三五〇	三〇〇	一五〇			
朝鮮	鮭、鱈、雑漁	三月、十二月	三〇〇	六〇〇	五五〇	五〇〇	二〇〇			

B 保護並其他の事業

供給事業の外組合の事業として規約上に掲げられてゐる事項は

- 一、賃銀受拂に關する事項
- 一、出稼者出發又は歸還に關する事項



- 一、出稼中に於ける出稼者並其の家族の保護に關する事項
- 一、出稼者風紀矯正に關する事項
- 一、優良出稼者表彰に關する事項
- 一、出稼地の調査に關する事項

等であるが、之等に關しては何等その施設の見るべきものはない如くである、出稼者の出發の際組合によつては出稼者のために神前祈願式を行ひ、併せて送別の宴を張る事等も行はれてゐる、又下新川郡出漁團に於ては出稼證明書の下附幹旋及び出發乗船の幹旋等をなしてゐる。

又組合員の災害傷痍疾病及死亡の場合に見舞金又は弔慰金を贈與する組合がある之に關し一例をあぐれば青森縣東津輕郡野内村縣外出稼者組合では左の如き規程を規約中に置いてゐる

- 一、組合員にして不慮の災害傷痍疾病及死亡の場合は役員會の決議を経て見舞金又は弔慰金を贈與するものとす
- 二、組合員の家族にして死亡の場合は弔慰金を贈呈するものとす

又岩手縣九戸郡勞務者募集員組合に於ても組合員の死亡に對する弔慰金の規程を設けてゐる、即ち

「組合員死亡シタルトキハ組合費ノ範圍内ニテ金壹圓以上金五圓以内ノ造花若クハ金品ヲ供シ弔慰ヲ表スルコトアルヘシ但弔意ヲ表スル事務ハ組合長及幹事ニ委託スルモノトス」

秋田縣に於ては出稼勞務者保護組合聯合會が縣下の組合員の罹災の際に於ける遺族保護を統一して行つてゐる即ち

左の如き規程を設けてゐる。

罹災遺族保護規程

- 第一條 本會員ノ紹介シタル勞務者保護組合員カ業務上災害ニ因リ死亡シタルトキハ本規程ニ依リ當該年度豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ遺族ニ見舞金ヲ交付ス
- 第二條 前條見舞金ノ交付ハ左記各號要件ヲ具備スルヲ要ス
  - 一、業務上罹災ノ時期ハ出發地ト勞務地トノ間ニ於ケル往復旅行ヲ除キ出稼ノ直接目的タル勞役ニ從事中罹災シタルコト
  - 一、前項罹災ニ付キテハ雇主及關係警察署ノ證明アルコト
  - 一、罹災當時ノ雇主カ出稼勞務者紹介通知書ニ記載ノ雇主ト同一ナルコト
  - 一、見舞金ヲ受クル遺族ハ出稼當時ヨリ引續キ秋田縣内ニ居住スルコト
- 第二條 第一條ノ遺族トハ民法第九百五十四條規定ノ者ヲ云ヒ見舞金ヲ受クル者數人アル場合ニ於ケル順位ハ民法第九百五十七條規定ニ準ス但シ組合員カ交付ヲ受クルモノヲ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第四條 本會員ニ於テ勞務者ヲ紹介シタルトキハ別紙第一様式ニ依リ報告スヘシ
- 第五條 本會員ハ其ノ組合員タル勞務者ニシテ第二條ニ該當スルモノアルトキハ別紙第二様式ノ調査書ヲ作成シ見舞金交付ノ請求ヲ爲スヘシ
- 第六條 見舞金ハ遺族ノ數及貧富程度遭難ノ原因等ヲ參酌シ之ヲ増減交付スルコトヲ得
- 第七條 見舞金ハ所屬組合ヲ經テ之ヲ交付ス

(様式第一)

出稼勞務者紹介通知書

組合員氏名  
 規程第三條但書ニ依ル指定人名  
 出稼地  
 雇主住所氏名



本通知書作成年月日

出發豫定年月日

歸着豫定年月日

右罹災遺族保護規程第四條ニ依リ申報候也

年 月 日

會 長 宛

組合長 氏

名 印

(様式第二)

遭難勞務者ニ關スル調査書

一、遭難者住所氏名及戶籍謄本若ハ除籍謄本

一、雇主住所氏名

一、遭難年月日

一、遭難ノ場所ニ狀況

一、遭難者ト同一ノ家ニ在リテ扶養義務アルモノ住所氏名

一、遭難ノ爲ニ雇主ヨリ遺族カ受ケタル給與金其他

一、雇主ト契約シタル年月日並雇傭條件

右罹災遺族保護規程ニ依リ相當見舞金御交付相成度請求候也

年 月 日

會 長 宛

組合長 氏

名 印

組合は又優良漁夫、永年勤続者の表彰等も行つてゐる様である。

最後に注目に値ひするは秋田縣出稼勞務者保護組合聯合會主催の下に行はれる北海道漁場主と縣下組合長との間の標準賃銀協定である。之は毎年出稼前契約成立前に北海道漁場主の代表者と縣下各組合長が懇談會を開き、翌年度に於ける出稼漁夫の標準賃金を協定するのである。

昭和四年度協定事項を掲れば左の如くである

昭和四年度出稼漁夫賃金協定事項

一、出稼漁夫の常夫の標準賃金は左の如し。

一、余 市	六三、〇五	一、鹽 谷	六四、九九
一、高 島	六六、九三	一、天賣燒尻	七六、六三
一、美 國 古 平	六六、九三	一、初 山 別	七八、五七
一、古 平 岩 内	六九、八四	一、利尻禮文	七六、六三
一、厚 田 濱 益	七三、七二	一、宗 谷	八二、四五
一、増 毛 留 萌	七三、七二	一、綾 別	八七、三〇
一、鬼 鹿 苦 前	七六、六三		

一、五拾錢の寄附金は共濟規定を定めたる水産會所屬の雇主に對してはこれを撤廢し然らざる雇主に對してはこれを請求すること

一、九一制度(賞與金)を確立しこれが率の向上を計ること

一、來年度に於ては相當賃金の向上を計ることを期すること

一、漁夫の勞働事情、雇傭條件に付全般的に向上を計るべく努力すること

### 六 組合の經費



組合は何れも毎年度組合経費豫算並決算を總會の議決によりて決定し之によりて事業を行ふのである。組合の経費の財源の主なるものは供給手数料である、供給手数料は上述の如く組合によりては多少異なるものもあるが、普通供給漁夫一名に付一圓五十錢を徴収してゐる。

今昭和二年度に於ける組合の徴収せる手数料總額を縣別に掲ぐれば左の如くである。

組合數	手数料總額
北海道	一〇、〇〇二・六〇
青森縣	二二、三三二・〇〇
秋田縣	八、三一五・〇〇
合計	四一、六四九・六〇

備考 富山縣並岩手縣の組合は手数料を徴収せず

即ち昭和二年度に於ける一九五組合の徴収せる手数料總額は四萬一千六百四十九圓六十錢に上り、一組合の平均手数料額は二百十三圓五十九錢弱に當る。

供給手数料以外の収入としては組合費有志寄附金等があるが、組合費を徴収する組合は全く僅かである。然し現在に於ては縣及び町村よりは全く補助金を交附してゐない。

女工供給組合が種々の事業をなし相當経費を要し徴収手数料のみにては支出をつぐなふ事を得ず縣及び町村より相當補助金を交附してゐるに反し、出稼漁夫供給組合は未だ事業としては供給事業の外、何等事業をなしてゐない狀況であるから支出額も少く徴収手数料額を以て充分組合経費をつぐなふ事を得る様である、故に供給數多き組合に於ては相當の積立金をなしてゐる組合もある。

今昭和二年度に於ける收支決算額を府縣別に示せば左の如くである。

組合數	収入	支出	残高
北海道	二六	一一、六〇一・八六	三、五八一・七〇
青森縣	一〇二	三〇、一三二・〇〇	一一、四一三・〇〇
秋田縣	六七	一〇、七六〇・二三	二、七三四・三九
合計	一九五	五二、四九四・〇九	一八、七二九・〇九
一組合平均		二六九・二〇	九六・〇五

上表によれば一九五組合の収入は五萬二千四百九十四圓九錢、支出は三萬三千七百六十五圓で收支残高は一萬八千七百二十九圓九錢である、而して収入額五萬二千四百九十四圓九錢が同年度の手数料總額四萬千六百四十九圓六十錢に比し約一萬圓超過してゐるのは前年度の繰越金多きによるのである。即ち昭和二年度に於ても一萬八千七百二十九圓九錢の繰越である。

今之を一組合平均について見るに収入二百六十九圓二十錢支出百七十三圓十五錢残高九十六圓五錢である。

この他、富山縣下新川郡出漁團及び岩手縣九戸郡勞務者募集員組合の收支決算は左の如くである。

組合	収入	支出
下新川郡出漁團	八九四・一八	五〇九・五〇
九戸郡勞務者募集員組合	二二・〇〇	二二・〇〇

下新川郡出漁團は供給手数料を徴収せず團員負擔金及び縣費補助金を以て収入となす。

九戸郡勞務者募集員組合は左の規定により雇主より組合費を徴収する。



第二十一條 雇主ハ組合會費年額二圓納付スルモノトス、臨時費用ハ時機ニ應シ平等負擔徴收スルコト但各雇主ニ於テ被雇者扱料トシテ被雇者一名ニ付毎年三十錢以上五十錢以内ヲ會計書記ニ手當トシテ給與スルコト  
 青森縣上北郡三澤村出漁者組合では規定を設けて救護及公益事業資金を蓄積してゐる、今この規定及同組合有財産管理規程を左に掲げる。

三澤村出稼組合救護及公益事業資金蓄積規程

- 第一條 本組合ハ本規程ニ依リ組合員ノ救護及公益事業資金ヲ蓄積ス
- 第二條 本組合救護及公益事業資金トシテ蓄積スヘキモノハ左ノ各號ニ依リコレヲ爲ス
  - 一、毎年度豫算ヲ以テ定ムル額
  - 二、毎年度決算ヨリ生スル剩餘金ノ幾部
  - 三、組合員ノ加入料
  - 四、資金ヨリ生スル收入ニシテ支出シタル剩餘金ノ全部
- 第三條 本蓄積金ノ元本ハ一切消費スルコトヲ得サルモノトス
- 第四條 本資本金ヨリ生スル收入ハ左記各號ニ依リ支出スルコトヲ得
  - 一、組合員海上出役中遭難救護費
  - 二、同上死亡者遺族弔祭料
  - 三、組合員表彰費
  - 四、組合會議決ニ依ル公益事業費
- 第五條 組合員救護ハ左記各號ニ依リコレヲ行フ
  - 一、組合員職業ノ爲メ海上出役中遭難ニ罹リ傷痍ヲ受ケ不具癱瘓トナリ勞務ニ堪ヘサルニ至リタルモノハ一時金百圓以内
  - 二、同上ニ依リ死ニ至リタルモノハ遺族ニ對シ五十圓以内ノ弔祭料ヲ贈與ス
- 第六條 第四條各號ノ事項及支出額ハ役職員會ニ於テコレヲ定ム
- 第七條 本規程ハ決議ノ日ヨリ之ヲ執行ス

三澤村出稼組合有財産管理規程

- 第一條 本組合有財産ハ本規程ニ依リ之ヲ管理ス
- 第二條 本規程ニ於テ財産ト稱スルハ本組合基本財産積立金其他本組合カ所有スル一切ノ財産ヲ謂フ
- 第三條 有價證券ハ壹千圓以上ハ組合長ニ於テ逓信省又ハ確實ナル銀行ニ保護預ヲ爲シ其預リ證ヲ保管スルモノトス但シ組合會ノ議決ヲ經タルトキハコノ限りニアラス
- 第四條 現金ハ左ノ各號ニ依リ管理スルモノトス
  - 一、確實ナル銀行ニ利付預ト爲スコト
  - 二、岡濱信用組合ニ利付預ト爲スコト
  - 三、國債地方債證券及日本勸業銀行債券ヲ購入スルコト
  - 四、郵便貯金預ト爲スコト
- 第五條 收入シタル現金ハ月末毎ニ第四條各號ノ一ニ依リ適當ノ手續ヲ爲スモノトス但シ參百圓以内ハ組合長コレヲ保管スルコトヲ得

次に組合の收入及び支出の内容を明かにするため、昭和元年度秋田縣八森村出漁者供給組合經費收支決算を左に掲げる。







科 目	款 項	決算額 円	種 目	支本年 出年度 額	豫本年 算年度 額	増 減	附 記
	一 備品費	八五〇		八五〇	五〇〇	三五〇	金三圓五十錢ヲ増シタルハ書籍箱調製ノ結果ニ依リ豫備費ヨリ補充
	二 消耗品費	五三六		五三六	二〇〇	一四六	金十四圓六十四錢ヲ減シタルハ消耗品ノ少ナキニ依ル
	三 印刷費	五四〇		五四〇	一〇〇	四六〇	金四圓六十錢ヲ減シタルハ印刷費ノ少ナキニ依ル
	四 通信費	二〇五		二〇五	五〇〇	二九五	金二圓九十五錢ヲ減シタルハ通信費ノ少ナキニ依ル
	五 雜費	四〇五		四〇五	一〇〇	五九五	金五圓九十五錢ヲ減シタルハ雜費ノ少ナキニ依ル
	二 會議費	一〇〇〇		一〇〇〇	六〇〇		
	一同上	一〇〇〇		一〇〇〇	六〇〇		
	一 役職員會費	一〇〇〇		一〇〇〇	六〇〇	四〇〇	金四十圓ヲ増シタルハ會議數ノ多キニ依リ第三款第一項ヨリ流用
	三 賠償金	七三〇		七三〇	一五〇		
	一同上	七三〇		七三〇	一五〇		
	一 違約逃亡者賠償金	七三〇		七三〇	一五〇	七七〇	金七圓ヲ減シタルハ違約者ノ少ナキニ依ル

科 目	款 項	決算額 円	種 目	支本年 出年度 額	豫本年 算年度 額	増 減	附 記
	四 負擔金	三〇〇〇		三〇〇〇	三一〇〇		
	一 聯合會負擔金	三〇〇〇		三〇〇〇	三一〇〇		
	五 財産造成費	二〇〇〇		二〇〇〇	二〇〇〇		
	一同上	二〇〇〇		二〇〇〇	二〇〇〇		
	一 基本財産造成費	二〇〇〇		二〇〇〇	二〇〇〇		金一圓ヲ減シタルハ負擔額ノ少ナキニ依ル
歳出計		四六八〇四		四六八〇四	五三二〇〇		

次に郡聯合會及び縣聯合會について述ぶ。

出漁者供給組合郡聯合會は加盟組合の負擔金及び縣補助金によりて事業を經營する支出の大なるは會議費事業費で事業費としては漁場視察に對する補助金等である。

一例として昭和三年度縣外出漁者供給組合三戸郡聯合會經營收支豫算を左に掲げる。

縣外出漁者供給組合三戸郡聯合會收支豫算

收入

一金壹百五拾壹圓

收入豫算高

支出



一金壹百五拾壹圓也  
收支差引殘金ナシ

昭和三年縣外出漁者供給組合三戸郡聯合會經費收支豫算表

收入

科	目	算		備	明	考
		本年度豫算額	前年度豫算額			
補助金	縣費補助金	一五〇〇〇	一五〇〇〇	〇	縣費補助	
		一五〇〇〇	一五〇〇〇	〇		
繰越金	繰越金	一	五	△	前年度剩餘金繰越	
		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇		
計		一五〇〇〇	一五〇〇〇	△		

支出豫算高

支出

科	目	算		備	明	考
		本年度豫算額	前年度豫算額			
一事務費	事務員手當	九〇〇〇	五五〇〇	三五〇〇	事務取扱者手當二人分	
		二〇〇〇	二〇〇〇	〇		
旅費	旅費	五〇〇〇	一〇〇〇	四〇〇〇	役職員旅費	
		五〇〇〇	一〇〇〇	〇		
通信費	通信費	五〇〇	一五〇〇	一〇〇〇	郵便電信料	
		五〇〇	一五〇〇	〇		
雜給	雜給	八〇〇	五〇〇	三〇〇	使了手當四人分	
		八〇〇	五〇〇	〇		
雜費	雜費	七〇〇	五〇〇	二〇〇	筆墨紙其ノ他	
		七〇〇	五〇〇	〇		
二會議費	組合長會議費	三一〇〇	二二五〇	八五〇〇	組合長會議諸費	
		三一〇〇	二二五〇	〇		
役職員會議費	役職員會議費	一〇〇〇	五〇〇	五〇〇	役職員會議諸費	
		一〇〇〇	五〇〇	〇		
雜費	雜費	六〇〇	五〇〇	一〇〇	雜用品費	
		六〇〇	五〇〇	〇		
三事業費	視察費	三〇〇	七七五〇	四七五〇	漁場視察、補助	
		三〇〇	七七五〇	〇		
計	計	一五〇〇〇	一五五〇〇	四〇〇〇		
		一五〇〇〇	一五五〇〇	〇		



出稼勞務者保護組合縣聯合會は加盟組合の負擔金及び組合の供給を受けたる雇傭主よりの寄附金等をその主なる收入となしその支出は會議費、事業費を主たるものとする。

秋田縣出稼勞務者保護組合聯合會に於ては加盟組合に付、供給漁夫一名に付金十錢の割にて負擔金を課してゐる。尙上に事業の項に於て述べた如く、罹災遺族保護規程を設けて聯合會の事業として統一した結果、組合の供給を受ける雇傭主をして供給漁夫一名に付金五十錢の指定寄附金を課する事となした。之の點に關しては雇傭主側に於て相當議論があつたが、本年度の協定によればこの寄附金は共濟規定を定めたる水産會所屬の雇主に對しては之を撤廢し、然らざる雇主に對しては之を請求することとなした。

今同聯合會の昭和三年度の歳入歳出豫算を掲ぐれば左の如くである。

昭和三年度秋田縣出稼勞務者保護組合聯合會歳入歳出豫算

科 目	歳 入		比 較	備 考
	本年 度 豫 算	前年 度 豫 算		
第一款 會 費	四〇〇	一、一五〇	七五〇	
第一項 會 費	四〇〇	一、一五〇	七五〇	

科 目	歳 入		比 較	備 考
	本年 度 豫 算	前年 度 豫 算		
第一款 會 費	四〇〇	一、一五〇	七五〇	
第二款 寄 附 金	二、四〇〇	二、四〇〇		
第一項 寄 附 金	二、四〇〇	二、四〇〇		
第一目 指定寄附金	二、〇〇〇	二、〇〇〇		
第二目 寄 附 金	四〇〇	四〇〇		
第三款 雜 收 入	一〇	一〇		
第一項 雜 收 入	一〇	一〇		
第四款 繰 越 金	五〇	〇	五〇	
第一項 繰 越 金	五〇	〇	五〇	
第一目 前年度繰越金	五〇	〇	五〇	
歳 入 合 計	二、八六〇	三、五六〇	七〇〇	
歳 出				



科目	本年度	前年度	比較		備考
			増	減	
第一款 事務費	四七〇	九七〇		五〇〇	
第一項 事務費	四七〇	九七〇		五〇〇	
第一目 給與	三七〇	八七〇		五〇〇	書記給二百四十圓 旅費百圓 賞與三十圓
第二目 需用費	一〇〇	一〇〇			
第二款 會議費	一七〇	一七〇			
第一項 會議費	一七〇	一七〇			
第一目 會議費	一七〇	一七〇			
第三款 事業費	二,一二〇	二,一二〇			
第一項 事業費	二,一二〇	二,一二〇			
第一目 調査費	一〇〇	一〇〇			
第二目 保護費	二,〇〇〇	二,〇〇〇			
第三目 表彰費	二〇	一〇〇		八〇	

第四款 備費	第一項 備費	第一目 備費	歳出合計
一〇〇	一〇〇	一〇〇	二,八六〇
二二〇	二二〇	二二〇	三,五六〇
一一〇	一一〇	一一〇	七〇〇

結 言

上來述べ来たつた所によつて明かなる如く、出稼漁夫供給組合は富山岩手の兩縣のものを除いては何れも北海道漁業労働者紹介要領に基き設立せられたものでありその組織及機能より見るも恐らく、それ以前に既に新潟縣岐阜縣等に於て製糸女工の供給を目的として存在した女工供給組合を模倣したものと考へられる。しかも女工供給組合はその發生當時に於ける製糸女工募集の大なる弊害に刺戟せられて自然的に發生したものであつたから、その局に當るものはよく困難と戦ひ、遅々たるものであつたが相當實效を擧げ得た。然るに出稼漁夫供給組合は明かに公設職業紹介の一機能を分擔するものとして設立され非常に組織的にも聯絡されて居り、加之に關係當局の斡旋により迅速に普及し今や供給地の殆ど總てに設置を見るに至りその供給取扱成績も統計上に於ては相當見るべきものがあるが如き觀を呈してゐるが最初企圖せられたる需給兩地並に職業紹介機關との聯絡は全く實施を見るに至らず、個々の組合は獨立に供給をなしてゐるにすぎないからその目的の一たる募集費の輕減は到底望まらるべくもない。即ち需給兩地の聯絡を缺くため雇傭主又はその代理人は組合設置以前と同様、募集のため供給地に來るを要し、従つて募集費は殆ど輕減され



ず、否寧ろ供給手數料を加ふるに至つたとも考へられる。

他方組合員の團結力殆どなきため組合は全く無力である、故に現在行はれてゐる賃金協定の如きも結局一の形式と化し、その實效を擧ぐるを得ない結果に陥つてゐる。協定を實效あらしめるためには當事者は對等の地位にあらねばならない、被傭者が雇傭主との協定を自己に有効に展開せしめ之を實效あらしめるためには法規に因る保護によるか團結の力による外ない。然るに現在に於ては出稼漁夫供給組合は法規に依る保護は全くあたへられてゐない。勿論「團體紹介をなし雇傭契約の舊弊を改善し共同利益並福利の増進」を目的とする本組合は「雇傭條件の維持改善」を目的とする労働組合と同一視すべきではないかも知れないが、雇傭主被傭者間に於て一種の協定が行はれる以上之が實效をあらしめるためには團結力によるか、法律上の保護に依る外はないのである。

要之、労働者の團體としては勿論の事、公設職業紹介機關の一機能を分擔する組織としても成立後日尙淺きためかその機能を發揮し得ない状態にあるが、公設職業紹介機關の普及せられるまでの過渡的機關として意義あるものとはねばならない。

## 附 録

### ◎ 縣外出稼者組合規則 (大正十四年十二月十八日青森縣令第七十九號)

沿革 大正一五年縣令第九〇號改正

縣外出稼者組合規則ヲ左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### 縣外出稼者組合規則

第一條 名稱ノ如何ヲ問ハス共同ノ福祉増進ヲ目的トシテ速ニ縣外出稼者組合ヲ設立シタルトキハ左ノ事項ヲ記載シ知事ニ届出ツシ其ノ事項ノ變更ヲ生シタルトキ亦同シ

但シ市町村長ニ非サル者組合長トラントスル時ハ知事ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

- 一、名 稱
- 二、事 務 所
- 三、區 域
- 四、役員住所氏名
- 五、組合員ノ職能別ニ依ル員數
- 六、組 合 規 約

前項第四號ノ役員及第六號ノ組合規約不適當ナリト認ムル時ハ知事ハ其ノ變更ヲ命スル事アルヘシ

第二條 組合ハ所屬組合員出稼スル場合ハ出稼者手帳ニ證明ヲ爲スヘシ

第三條 組合ニハ別紙様式ニ依ル組合員臺帳ヲ備付クル外組合ニ必要ナル諸帳簿ヲ備付クヘシ

第四條 組合ハ毎年少クトモ一回通常總會ヲ開キ豫算ヲ議決シ決算ノ承認ヲ受クル外重要ナル事項ニ付決議ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ決議事項ハ速ニ知事ニ報告スヘシ



第五條 組合ニシテ其ノ目的ニ反スル行爲アリタルトキ又ハ公益ヲ害スルト認ムルトキハ知事ハ其ノ解散ヲ命スルコトアルヘシ  
 第六條 本規則ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ町村役場及市役所ヲ經由スヘシ  
 第七條 本規則ハ縣外出稼者組合聯合會ニ之ヲ準用ス

出稼人臺帳

手帳番號	交付年月日		本籍		現住所		戸主ト續柄		氏名		出稼年次	職能	雇主住所氏名	成績(手當金ノ等級)	檢閱認印
	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月					
											大正十三年				
											同十四年				
											同十五年				
											同十六年				
											同十七年				
											同十八年				

◎北海道出稼人證明規則 (明治三十五年十二月二十一日青森縣令第六十四號)

沿革 大正二年縣令第七一號、九年第一一二號、一四年第七八號改正

北海道出稼人證明規則別紙ノ通相定ム

北海道出稼人證明規則

第一條 本縣内ニ住居ヲ有シ北海道漁場へ出稼セントスル者ハ本規則ニ依リ其ノ住居地ノ市町村長ニ願出テ出稼證明書ヲ受クヘシ但シ縣外出稼者組合ノ設立セラレタル市町村ニ於テハ組合長ノ證明ヲ以テ之ニ代フ

第二條 出稼人出稼證明書ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ差出スヘシ但出稼人非戸主ナルトキハ戸主ノ連署ヲ要ス

一 雇主ノ住所氏名

二 出稼場所

三 出稼期間及給金額

前項第一號乃至第三號ノ事項未定ナルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得但確定ノ後速ニ證明書ヲ交付シタル市町村長ニ届出ヘシ

第三條 第二條ノ出願アリタルトキハ市町村長ハ之ヲ調査シ出稼證明臺帳ニ登錄シ様式ニ依リタル證明書ヲ交付スヘシ

第四條 出稼證明書ハ出稼人一人一通ニ限ル

第五條 毀損、亡失其ノ他ノ事故ニ因リ出稼證明書ノ再交付ヲ出願スルモノアルトキハ市町村長ハ其ノ事實ヲ調査シ正當ノ事由アリ

ト認ムルモノニ限り之ヲ交付スルコトヲ得

第六條 出稼人ハ契約期間中出稼證明書ヲ雇主ニ託シ置キ滿期ニ至リタルトキ之ヲ受取り證明書ヲ交付シタル市町村長ニ返戻スヘシ

出稼ヲ見合セ又ハ出稼ヲ中止シタルトキ亦前項ニ依リ返戻スヘシ

第七條 期間滿了ノ後雇主ヨリ證明書ヲ出稼人ニ返付スルトキハ其ノ證明書ノ證明欄ニ當該出稼人被雇中ノ勤惰品行等ニ付左ノ等位

ヲ記入スヘシ



甲、乙、丙、丁

第八條 前條ノ成績不良ニシテ證明書ヲ交付シタル市町村長ニ於テ出稼人タラシムヘカラスト認メタルトキハ出稼證明書ヲ交付セサルコトアルヘシ

第九條 出稼證明書ヲ交付シタル出稼人本縣内他市町村ニ轉住シタルトキハ市町村長ニ於テ其ノ出稼證明ニ關スル事項ヲ直チニ轉住先キノ市町村長ニ通知スヘシ其ノ轉住者ニシテ出稼ヲ見合セ又ハ出稼ヲ中止シタル爲出稼證明書ノ返戻ヲ受ケタルトキ亦同シ

第十條 出稼證明書ヲ交付シタル出稼人故ナク契約ヲ履行セサルトキハ雇主ニ於テ證明書ヲ交付シタル市町村長ニ其ノ旨ヲ申告スヘシ

第十一條 第一條ノ出稼證明書ヲ受ケスシテ出稼シタルモノハ科料ニ處ス

附 則

第十二條 本令ハ樺太薩哈哇嶋、露領沿海洲漁場ヘ出稼セントスル者ニ之ヲ準用ス

用紙厚紙 凡縦四寸横三寸五分

第 號

青森縣何郡市町村大字何  
(某何男)

何

年月日生

某

證明臺帳  
ト 割 印

出 稼 證 明 書

明治何年何月何日交付

青森縣何郡市町村長

何

某 印

表

備考

一 寄留者ナルトキハ本籍地ヲ併記スヘシ

二 再交付ノトキハ見易キ箇所ニ再交付ト朱記スヘシ

雇主住所氏名

北海道何國何郡町村字何

何

某

出稼場所

北海道何國何郡町村字何

出稼期間

明治何年何月ヨリ同何年何月迄

證 明

甲或ハ乙、丙、丁

注 意

一本證明書ハ契約期間中雇主ニ託シ置キ滿期ニ至リタルトキ之ヲ受取り交付ヲ受ケタル市町村長ニ返戻スヘシ  
一出稼ヲ見合ハセ又ハ出稼ヲ中止シタルトキ又前項ニ依リ返戻スヘシ  
一雇主、出稼場所、出稼期間及給金未定ニテ證明書ヲ受ケタルモノハ其確定次第速ニ證明書ヲ交付シタル市町村長ニ届出ツヘシ  
一成績不良ニシテ證明書ヲ交付シタル市町村長ニ於テ出稼人タラシムヘカラスト認メタルトキハ出稼證明書ヲ交付セサルコトアルヘシ

●漁夫募集取締規則(大正十四年十月九日青森縣令第六十七號改正昭和二年十二月十日同縣令第百十三號)

第一條 本令ニ於テ募集主トハ募集シタル漁夫ノ雇主タルヘキ者ヲ謂ヒ、募集従事者トハ募集主ノ委託ヲ受ケ又ハ自ら雇傭セムカ爲漁夫ノ募集ニ従事スル者ヲ謂フ

第二條 本令ハ單ニ廣告ニ依リ漁夫ヲ募集スル場合ニハ之ヲ適用セス

第三條 募集主タラムトスル者ハ左記事項ヲ具シ雇傭契約書案ヲ添ヘ知事ニ出願シ許可ヲ受クヘシ第二號乃至第八號ノ事項ヲ變更セ



ムトスルトキ亦同シ

- 一 募集主ノ住所及氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱主タル事務所所在地及代表者ノ氏名)
- 二 漁場ノ名稱及所在地
- 三 募集豫定人員及募集期間
- 四 就業時間及休憩時間
- 五 賃銀ノ支拂方法、支拂時期並最高及最低賃銀
- 六 宿舍、食事ノ費用、往復旅費等ノ負擔ニ關スル事項
- 七 雇傭期間及解雇ニ關スル事項
- 八 負傷、疾病又ハ死亡ノ場合ニ於ケル扶助救済ニ關スル事項
- 九 制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項

第四條 募集従事者タラムトスル者ハ左記事項ヲ具シ最近六箇月以内ニ撮影シタル脱帽半身像ノ手札形寫眞無臺紙二葉ヲ添ヘ募集主ノ連署ヲ以テ知事ニ出願シ許可ヲ受クヘシ

- 一 募集主ノ住所及氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱主タル事務所所在地及代表者ノ氏名)
- 二 漁場ノ名稱及所在地
- 三 募集従事者ノ本籍、住所、氏名、職業及生年月日
- 四 募集従事者ノ履歷
- 五 募集従事期間
- 六 募集従事區域

募集従事期間ハ二年以内トス

第五條 前二條ノ規定ニ依ル許可ヲ爲シタルトキハ様式第一號ニ依ル募集従事者證ヲ交付シ様式第二號第三號ニ依ル稟帳ニ登載スヘシ

募集従事者募集従事者證ヲ滅失、紛失又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ申請スヘシ  
募集従事者證ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ募集従事者ハ遲滞ナク其ノ書換ヲ申請スヘシ  
前二項ノ申請ハ募集従事者ノ寫眞二葉ヲ添ヘ之ヲ爲スヘシ

第六條 募集従事者ハ應募漁夫又ハ應募漁夫ノ保護者ノ請求アリタルトキハ其ノ募集従事者證ヲ提示スヘシ

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ募集主ハ知事ニ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ

- 一 募集主事業ヲ廢止シタルトキ
- 二 募集主募集従事者ニ對シ委託ヲ解キタルトキ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ募集従事者ハ知事ニ遲滞ナク募集従事者證ヲ返納スヘシ

- 一 募集ニ従事スルコトヲ廢止シタルトキ
- 二 募集従事期間滿了シタルトキ
- 三 募集従事者ノ許可ヲ取消サレタルトキ
- 四 前條各號ノ一ニ該當スルトキ

募集従事者死亡シタルトキハ戶籍法第一百七條ノ届出義務者募集従事者證ヲ添付シ知事ニ遲滞ナク此ノ旨届出ツヘシ

第九條 募集従事者募集ニ着手セムトスルトキハ第三條ノ雇傭契約書案ヲ添ヘ左記事項ヲ具シ募集地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

- 一 募集従事者ノ住所及氏名



二 募集従事中ノ居所及事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ所在地

三 當該警察官署管内ニ於ケル募集従事期間

四 當該警察官署管内ニ於ケル募集豫定人員

五 應募漁夫ノ集合所ヲ定メタルトキハ其ノ所在地

第十條 募集従事者ハ様式第四號ニ依リ應募漁夫名簿ヲ調製シ募集従事中之ヲ携帯シ又ハ第九條ノ規定ニ依リ届出タル居所若ハ事務所ニ備ヘ付クヘシ

第十一條 募集従事者ハ左ニ掲クル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一 募集従事者證ヲ他人ニ讓渡若ハ貸與シ又ハ募集ヲ他人ニ委託スルコト

二 募集ニ關シ事實ヲ隱蔽シ誇大虚偽ノ言辭ヲ弄シ其ノ他不正ノ手段ヲ用キルコト

三 應募ヲ強要スルコト

四 應募漁夫ニ對シ遊興ヲ勸誘シ又ハ其ノ案内ヲ爲スコト

五 濫ニ應募漁夫ノ外出通信若ハ面接ヲ妨ケ其ノ他應募漁夫ノ自由ヲ拘束シ又ハ苛酷ナル取扱ヲ爲スコト

六 濫ニ應募漁夫ニ對シ其ノ所持品ノ保管ヲ求メ又ハ保管シタル所持品ノ返還ヲ拒ムコト

七 應募漁夫ヲ募集従事者證記載ノ募集主以外ノ者ニ周旋スルコト

八 當該官吏又ハ應募漁夫ノ保護者ニ對シ應募漁夫ノ所在ヲ隱蔽シ又ハ之ヲ偽ルコト

第十二條 募集従事者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニ付テハ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ハ夫ノ承諾アルニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得ス但シ止ムヲ得サル事由ニ依リ承諾ヲ得ルコト能ハサル場合ニ於テ漁夫ノ保護者ノ承諾アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 募集従事者應募漁夫ヲ引率シテ出發セムトスルトキハ其ノ出發三日前迄ニ左記事項ヲ記載シ募集地所轄警察官署又ハ駐在所ニ届出ツヘシ

一 應募漁夫ノ住所氏名及生年月日

二 出發ヨリ漁場到着迄ノ旅行豫定

前項各號ニ掲クル事項ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ應募漁夫ノ請求アリタルトキハ應募漁夫漁場ニ到着前ニ於テハ募集従事者、到着後ニ

於テハ募集主應募漁夫ノ歸郷ノ爲必要ナル措置ヲ爲スヘシ

一 雇傭契約書案ニ記載シタル事項力事實ト相當相違シタルトキ

二 募集主、募集従事者又ハ漁場ノ監督者應募漁夫ヲ虐待シタルトキ

三 考試、身體検査其ノ他募集主ノ都合ニ依リ應募漁夫ヲ採用セサルトキ

四 其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ歸郷ヲ必要トスルニ至リタルトキ

第十五條 當該官吏ハ募集従事者ニ對シ募集従事者證應募漁夫名簿其ノ他募集ニ關スル書類ノ揭示ヲ命スルコトヲ得

第十六條 募集主又ハ募集従事者ニシテ公安ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルトキハ許可ヲ取消シ又ハ募集ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第十七條 募集主又ハ募集従事者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第三條第四條第五條第二項及第三項第六條乃至第十四條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 應募者名簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

三 第十五條ノ命令ニ從ハサルトキ

四 第十六條ノ規定ニ依ル募集ノ停止中募集ニ従事シタルトキ

第十八條 募集主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ本令ノ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ之ヲ適用ス

第十九條 募集主ハ其ノ代理人戸主家族同居者雇人其ノ他ノ従業者ニシテ募集主ニ關スル本令ノ規定ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ス



様式第一號

第 號 漁夫募集従事者證	年 月 日 青森縣 青森印
-----------------	---------------------

表

裏

募集區域	募集期間 自 年 月 日 至 年 月 日	及所在地	漁場名稱	募集主ノ住所氏名	本籍 住所 寫真契印 氏 年月日生名
------	----------------------------	------	------	----------	--------------------------

様式第二號(用紙美濃紙)

許可	昭和 年 月 日 指令第 號	漁場ノ名稱	漁場所在地	募集豫定人員 男 女	募集期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	募集區域 青森縣	就業時間及休憩時間	賃支拂方法	賃支拂時間	金額最高及最低	宿舎費、食費、旅費負擔規定	雇傭期間解雇規定	扶助救済規定	制裁規定
				募集主ノ住所氏名 其ノテハ在法 其ノ主ノ名 稱タ名 ル事タ 所々在 地及ノ 表者ノ 氏名		備考								







●秋田縣出漁者供給組合同規約準則

- 第一條 本組合ハ何縣何郡何市町村出漁者供給組合同稱シ事務所ヲ何市町村役場ニ置ク
- 第二條 本組合ノ地區ハ何市町村内(又ハ郡内)トス
- 第三條 本組合ハ本組合地區内ヨリ縣外ニ出漁スル者及ヒ本組合ノ贊助者ヲ以テ組織ス  
但シ本組合ノ贊助者ハ本組合ノ趣旨ヲ贊助スルモノニシテ本組合ニ於テ推選又ハ承認シタルモノニ限ル
- 第四條 本組合ハ本組合員ノ團體紹介ヲ爲シ出漁者雇傭契約ノ舊弊ヲ改善シ共同利益並福祉ノ増進ヲ圖ルヲ以テ目的トナス
- 第五條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メニ左ノ業務ヲ行フ
- 一 雇傭契約斡旋ニ關スル事項
  - 一 賃銀受拂ニ關スル事項
  - 一 出漁者出發又ハ歸還ニ關スル事項
  - 一 出漁中ニ於ケル出漁者並其ノ家族ノ保護ニ關スル事項
  - 一 出漁者風紀ノ矯正ニ關スル事項
  - 一 優良出漁者表彰ニ關スル事項
  - 一 出漁地ノ調査ニ關スル事項
  - 一 其他本組合ノ目的ヲ達スル爲ニ必要ナル事項
- 第六條 本組合員ニシテ出漁者ニ過不足ヲ生シタル場合ハ速ニ組合長ヨリ其旨關係府縣及東京地方職業紹介事務局ニ通報シ其指揮ニ依リ出漁者ノ便ヲ圖ルモノトス
- 第七條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一 組合長 一名 副組合長 一名
  - 二 幹事 若干名

三 方面委員 若干名

第八條 組合長ハ市町村長其任ニ當リ副組合長ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ互選ス

幹事一名ハ市町村役場吏員中ヨリ組合長ノ指名ニヨリ囑託シ他ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ互選ス

方面委員ハ組合長ノ指名ヲ以テ任命ス

第九條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ業務ヲ總理シ且ツ會議ノ議長トナリ副組合長以下ヲ指揮監督シ副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長故障アルトキハ之ヲ代理ス

幹事ハ組合長ノ命ヲ受ケ處務ニ從事ス方面委員ハ組合長ニ於テ必要ト認ムル部落ニ置キ組合長ノ指揮ニヨリ組合員出漁中其家族ノ保護其他必要ナル事務ノ執行ヲ斡旋ス

第十條 役員任期ハ組合長ヲ除キ二箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

補缺選舉ニヨリ選任セラレタルモノハ前任者ノ任期ヲ承繼ス

役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スルマテ其職務ヲ行フモノトス但シ役員ハ總會ノ決議ニヨリ報酬又ハ手當ヲ受クルコトヲ得

第十一條 本組合ハ毎年一回總會ヲ開ク但シ必要ニ應シ臨時總會ヲ開クコトヲ得

總會ニ於テ決議スヘキ事項左ノ如シ

一 經費豫算及事業豫定 二 經費決算ノ承認

三 規約ノ改廢 四 其他必要ト認ムル事項

第十二條 組合長ハ必要ニ應シ役員會ヲ開クコトヲ得役員會ハ組合長副組合長幹事及方面委員ヲ以テ組織ス

第十三條 本組合員ハ左記ノ事項ニ該當スル場合ハ直ニ方面委員ヲ經テ組合長ニ届出ツルモノトス

- 一 出漁者出發又ハ歸郷ノトキ
- 二 出發契約期日ニ出發シ得サルトキ
- 三 出漁者ヨリ疾病災害又ハ漁業經營者ニ於テ契約事項ニ違反セル行爲アリタル旨通知アリタルトキ

第十四條 本組合ハ本組合維持ノ爲必要ナル會計事務ヲ行フ但シ本組合ノ會計年度ハ毎年〇月〇日ニ始リ翌年〇月〇日ニ終ル



第十五條 本組合ノ經費ハ左ノ收入ニ由ル

一 組合員出漁契約斡旋料、組合員負擔金及雜收入

第十六條 本組合ニ加盟セントスルモノハ本組合員ノ紹介ニヨリ住所氏名年齢ヲ記載シ本組合ニ申出スルモノトス

第十七條 本組合員ニシテ脱退シタル場合ト雖モ本組合ノ財産ハ之ヲ分配セス

第十八條 本組合員ハ任意ニ漁業經營者又ハ其代理人ト雇傭契約ヲ爲スコトヲ得ス

第十九條 組合員本契約ニ違反シ又ハ不都合ノ所爲アルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ組合長之ヲ處理ス

第二十條 本組合ハ其年度ノ事業終了ト同時ニ其成績ヲ別紙様式ニ依リ速ニ關係府縣廳及東京地方職業紹介事務局ニ報告スルモノトス

第二十一條 本組合解散シタルトキ、組合長及役員ハ精算人トナリ精算結了シタルトキハ其願末ヲ關係監督官廳ニ報告シ同時ニ東京地方職業紹介事務局ニ通報スルモノトス

### ●富山縣下新川郡出漁團規約

第一條 本團ハ下新川郡出漁團ト稱ス

第二條 本團ハ富山縣下新川郡ヨリ縣外ニ出漁スル者ヲ以テ組織シ團員共同ノ利益ヲ増進スルコトヲ以テ目的トス

第三條 本團ハ沿海町村ニ支部ヲ置ク、但シ數ヶ町村ノ區域ニ依ルコトヲ得

第四條 本團ノ本部ハ下新川郡役所ニ支部ハ沿海町村役場内ニ置ク

第五條 本團ノ事業左ノ如シ

一、雇傭斡旋ニ關スル事項

二、雇傭契約ニ關スル事項

三、賃金受渡ノ保護ニ關スル事項

四、弊風ノ矯正ニ關スル事項

五、優良者表彰ニ關スル事項

六、渡航、歸還及貨物輸送ノ斡旋ニ關スル事項

七、出漁中ノ保護ニ關スル事項

八、出稼地ノ開拓施設ニ關スル事項

九、遭難其他災害ノ救恤ニ關スル事項

十、漁業用品ノ共同購買ニ關スル事項

十一、漁獲物及漁獲物製品ノ販賣斡旋ニ關スル事項

十二、其他必要事項

第六條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク但シ必要ニ應シ幹事及事務員ヲ置クコトヲ得

團長一名、支部長若干名、副支部長若干名、參事若干名

第七條 團長ハ下新川郡長、副團長ハ下新川郡水産組合長、支部長ハ當該町村長副支部長ハ團員ヨリ推薦シ參事ハ團員ヨリ選出ス

第八條 副支部長及參事ノ任期ハ三ケ年トス

第九條 團長ハ本團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

第十條 副團長ハ團長ヲ補佐シ團長事項アル時ハ之ヲ代理ス

第十一條 支部長ハ團長ノ指揮ヲ受ケ支部ニ於ケル業務ヲ處理監督ス

第十二條 副支部長ハ支部長ヲ補佐シ支部長事項アル時ハ之ヲ代理ス

第十三條 參事ハ支部長ノ諮詢ニ應シ業務ノ執行ニ參與ス

第十四條 支部ニ組頭若干名ヲ置ク

第十五條 組頭ハ支部長ノ推薦ニ依リ團長之ヲ囑託ス

第十六條 組頭ハ支部ニ於ケル業務ノ執行ヲ斡旋ス

第十七條 本團ニ加入セムトスル者ハ其ノ旨ヲ支部長ヲ經テ團長ニ申込ミ承諾ヲ受クヘシ



第十八條 會議ハ本部會及支部參事會ノ二種トス

第十九條 本部會ハ本團業務執行上ノ統一ニ關スル事項ヲ議スル機關ニシテ毎年一回以上之ヲ開キ支部長副支部長ヲ議員トシ議長ハ團長之ニ當ル

第二十條 支部ニ於ケル業務執行ニ關スル規程ハ支部參事會ノ意見ヲ聞キ團長ノ承諾ヲ經テ支部長之ヲ定ム

第二十一條 會議ニ於テ議決シタル事項ノ執行ニ就テハ團員タルモノハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二十二條 本團ノ會計年度ハ毎年十二月一日ニ始リ翌年十一月三十日ニ終ル

第二十三條 本團ノ經費ハ團員雇備斡旋手数料團員負擔金雜收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十四條 本部ノ經費ハ本部會ニ於テ決議シ支部所屬ノ團員數ニ應シ支部之ヲ負擔ス

第二十五條 支部ノ經費ハ支部參事會ニ於テ決議シ團長ノ承諾ヲ經テ支部長之ヲ執行ス

第二十六條 本部並支部ノ經費豫算決議ハ毎年十一月ニ同決算承認ハ毎年一月ニ之ヲ行フモノトス

第二十七條 團員ニシテ本規約其他本團並支部ノ定ムル規程ニ違反シ又ハ不都合ノ所爲アリタル時ハ百圓以下ノ過怠金ヲ課ス

第二十八條 前條ノ違約處分ハ支部參事會ノ決議ヲ經テ支部長ノ申請ニ依リ團長之ヲ行フ

#### 下新川郡出漁團出漁規程

第一條 團員ハ諸法規ヲ遵守スルハ勿論左記事項ヲ嚴守スヘシ

一、一般出漁者ニ對シ親睦ヲ旨トスルコト

二、出漁中相互遭難相救ノ實ヲ全クスルコト

三、喧嘩口論ノ行爲アルヘカラサルコト

四、漁場ノ風紀ヲ維持シ賭博其ノ他惡事ニ關係セサルコト

五、勤儉貯蓄ヲ勵行スルコト

第二條 支部長ハ團員ニ對シ本縣出稼業取締規程ニ依リ出漁證明書下付申請ノ手續ニ付指揮督勵スヘシ

第三條 團員ハ其ノ雇傭契約ニ付テハ本團ノ斡旋ヲ受クヘキモノトス

第四條 組頭ハ本團ノ意志ヲ體シ團員ハ率先シテ其共同利益ノ斡旋ニ努ムヘシ

#### 秋田縣山本郡漁夫募集員組合規約

第一條 大正二年秋田縣令第二十號勞役者募集取締規則ニ依リ山本郡内ニ於テ募集スル北海道樺太及ヒ沿海洲其他ノ各漁場ニ於テ使役スル漁夫募集員ハ將來ニ於テ其親睦ヲ謀リ各自ノ利益ヲ増進スル目的ヲ以テ茲ニ本組合ヲ組織ス

第二條 本組合ヲ山本郡漁夫募集員組合ト稱ス事務所ヲ能代港町大町四十四番地ニ置ク

第三條 本組合ノ事務ヲ處理スル爲ニ左ノ役員ヲ置ク

一、組合長 壹 名

二、副組合長 壹 名

三、幹事 若干名

但シ其選任ハ各町村ニ分配ス一町村ニ一名若クハ二名ヲ置ク

四、書記 壹 名

第四條 組合長並ニ其他ノ役員ノ任期ハ各三箇年トス但シ滿期再選スルコトヲ得

第五條 組合長副組合長幹事ハ組合ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム書記ハ組合長之ヲ囑任ス

第六條 組合長ニハ年手當金百二十圓ヲ贈與ス副組合長及ヒ幹事ハ無報酬トス書記ハ金貳百圓ノ手當ヲ贈與ス但シ組合ニ積立金ノ餘

裕アル場合ハ組合員ノ決議ニ依リ各役員ニ手當ヲ贈與スルコトヲ得、但シ幹事會ノ經費ハ金五拾圓ヲ支出スルコトヲ得

第七條 組合長ハ本組合ノ事務ヲ整理ス會議アルトキハ議長トナリ議事ヲ整理シ兼テ會計ヲ司ルモノトス

第八條 副組合長ハ組合長ヲ補ケ組合長事故アルトキ之カ代理ス

第九條 幹事ハ組合長ノ助言ニヨリ組合ノ事務ヲ監視分掌ス

第十條 書記ハ組合長ノ指揮ニヨリ組合員ノ出願書並ニ記録通信等ノ庶務ニ從事ス

第十一條 本郡内ニ於テ漁夫並ニ其他ノ勞務者ヲ募集セントスル者ハ本組合ニ加入スルノ義務アルモノトス



第十二條 新ニ本組合ニ加入セントスルモノハ加入金トシテ金拾五圓ヲ組合事務所ニ納付スヘキモノトス

第十三條 本組合ハ毎年十一月二十日ニ在リテ通常會ヲ開キ左ノ事項ニ關スル決議ヲナス

一、役員選舉ニ關スルコト

二、組合ノ豫算決算ニ關スルコト

三、漁夫給料並ニ組合ニ關スル重要ノ件

第十四條 組合長ハ前條所定ノ事項外ニ於テ臨時本組合ノ爲ニ急須ヲ要スルモノアルトキハ組合員十名以上又ハ副組合長幹事一致ノ請求ニヨリ臨時會ヲ開クヲ要ス

第十五條 會議ハ組合員ノ三分ノ一以上出席アルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス

第十六條 會議ハ通常臨時共ニ組合長之ヲ整理シ出席組合員ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ルモノトス

第十七條 會議中ハ組合員ハ議事ノ進行ヲ妨クル行爲アルトキハ會長之ヲ制止ス尙應セサルトキハ當日ノ會場ヨリ退席セシムルコトヲ得

第十八條 會議ノ時日場所ハ遅クモ開會五日前迄ニ往復葉書ヲ以テ組合員ニ通告スルモノトス

第十九條 前條ノ通告ヲ受クルニモ不拘組合員ニ於テ出席シ能ハサルトキハ其旨書面又ハ其他ノ便方ニヨリ開會前日迄ニ組合長ニ届出ツヘシ

第二十條 組合長ハ組合員會ニ於テ決議シタル事項ニ付施行ノ責任ヲ有ス

第二十一條 本組合維持ニ要スル一切ノ經費ハ積立金ノ内ヨリ支出スルモノトス

第二十二條 組合員ノ死亡シタルトキハ積立金ノ内ヨリ金二圓以上五圓以内ヲ以テ遺花若クハ金品ヲ供シ弔意ヲ表スルモノトス、但シ弔意ヲ表スル事務ハ組合長及ヒ幹事ニ委託スルモノトス尙死亡ノ場合ハ家族ヨリ速ニ組合長ニ通告スヘキ事

第二十三條 組合ノ收支決算ハ毎年ノ通常會ニ於テ之ヲ報告シ若シ剩餘金アルトキハ之ヲ積立置クモノトス

第二十四條 組合員ニシテ組合ノ書類並ニ出納ニ關スル帳簿ヲ一覽セントスルモノアルトキハ其理由ヲ組合長ニ申立テ承認ヲ得ルモノトス

第二十五條 組合員ノ雇人契約濟ノ漁夫ニシテ虛病逃走若クハ入獄又ハ二重ニ他ニ契約ヲナスカ其他ノ事理ニヨリ雇主ニ損害ヲ及ボシタルモノアルトキハ雇主ハ其住所姓名年齢貸付金額契約ノ年月日並ニ連借人等ヲ詳記シテ速ニ組合長ニ届出ツヘシ

第二十六條 組合長ハ前條ノ届ヲ受ケタルトキハ其理由ヲ詳記シ遲滞ナク組合員一同ニ通知スルモノトス

第二十七條 組合員力第二十六條ノ通知ニ接シタルトキハ其被雇人ニ於テ一切ノ損害金ヲ付シ雇主ニ辨償シタル後ニアラサレハ其者ヲ雇入ル事ヲ得ス、但シ本條ヲ無視シタル組合員ニ對シテハ金三十五圓以上百圓以内ノ違約損害金ヲ即時事務所ニ納付セシムルモノトス

第二十八條 組合員ハ其事務ノ執行ニ際シ誠實ヲ旨トシ應募者ニ對シ苟モ唆嘘ニ渉ル等不法ノ行爲アルベカラス

第二十九條 組合員ニシテ組合ノ名譽ヲ毀損スルノ行爲アルトキハ組合會ノ決議ニ依リ除名スルコトヲ得

第三十條 前條ノ規定ニ除名セラレタルモノハ其以前ニ組合ニ納付シタル積立金ノ返還又ハ異議ヲ申立ル權利ヲ失フモノトス

第三十一條 組合員ニシテ本規約ニ違反スルモノアルトキハ其事情ノ如何ニヨリ組合會ノ決議ヲ以テ金貳拾圓以上五拾圓以内ノ範圍ニ於テ違約損害金ヲ提出セシムルモノトス

第三十二條 本郡内ニ於テ官署ノ許可ヲ受ケス又ハ異法ノ手段ヲ以テ漁夫並ニ其他ノ勞務者ヲ募集スルモノアルトキハ組合員ハ發見次第組合長ニ報告スヘシ組合長ハ其報告ニ依リ事實ヲ精査シ遲滞ナク告發ノ手續ヲナスモノトス

第三十三條 組合員ニ於テ勞務者ノ雇入ヲナスニハ必ス地元町村役場ノ出稼證明書ヲ所持スルモノタルヘキヲ要ス

第三十四條 組合員ノ積立金トシテ一箇年金十二圓ヲ毎年十一月二十日前ニ事務所ニ納付スルモノトス

第三十五條 組合員ノ漁夫其他ノ勞務者募集ニ關スル凡テノ書類ハ無料ヲ以テ事務所ニ於テ取扱ヒ尙出稼證明書其他ノ用紙モ無代交付スルモノトス

第三十六條 組合員ニシテ不正漁夫ノ爲ニ債券ノ迷惑ヲ蒙リ居ラル、方ニシテ其取極メ方ヲ組合長ニ一任セラル、場合ハ組合長ニ報酬トシテ左ノ割合ヲ以テ提供セラルルモノトス、但シ金額二十圓未滿八十分ノ四金額五十圓未滿八十分ノ三金額百圓未滿八十分ノ二半金額百圓以上八十分ノ二ト定ム

第三十七條 組合員ニシテ毎年十二月二十日迄ニ本郡内ニ集合セル各地ノ雇主ハ同日ノ定期大會ニ參加シ漁夫給料ノ決定ニ付キ意見



ヲ交換シ所謂公定標準相場表ヲ作成ノ上募集ニ着手スルモノトス、但シ組合員大會費用ハ凡テ組合費用ノ内ヨリ支出スルモノトス  
第三十八條 本規約ヲ變更セントスルトキハ組合員三分ノ一以上ノ發議ニヨリ過半數ノ賛成アルニアラサレハ是ヲ改訂スルコトヲ得  
ス

第三十九條 本規約ハ組合員確守ヲ期スルカ爲ニ一同署名捺印ス  
大正十一年十一月二十日ヨリ大正十二年八月末日迄

### ◎岩手縣九戸郡勞務者募集員組合規約

(大正十二年一月四日制定)  
(昭和二年一月一日改正)

第一條 本組合ハ九戸郡勞務者募集組合ト稱ス

第二條 本組合ハ久慈警察署管内ニ於テ北海道樺太出稼漁夫募集員及ヒ地方勞役勞働者ヲ以テ組織ス

第三條 本組合ハ勞務者及ヒ勞役勞働者募集ニ關スル募集紹介ニ關スル各法令其他組合規約ヲ遵守シ募集、紹介上ノ弊害ヲ防止シ勞務者勞働者等ノ弊風ヲ矯正シ雇主及被傭者間ノ利益親睦並ニ相互ノ信用ヲ高ムルヲ以テ目的トス

第四條 本組合ノ存續期間ハ永久トス

第五條 本組合事務所ヲ岩手縣九戸郡久慈町大字下大川同第一地割三十五番地谷地龍孝方ニ置ク

第六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一、顧問一名、二、組合長一名、三、副組合長二名、四、幹事各村壹名以上、五、會計書記兼務二名以内  
第七條 本組合役員ヲ選任スル左ノ如シ

一、組合長、ハ幹事會ニテ選定ス

二、幹事ハ各町村内會員ヨリ選定ス

三、會計及書記ハ組合長囑托ス

第八條 役員ノ任期ハ三ケ年ニシテ無報酬トス

但シ再選ヲ妨ケス

第九條 役員職務權限ヲ定ムルコト左ノ如シ

組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ統理監督シ會議ヲ招集閉閉ス

副組合長ハ組合長ヲ代理補佐ス

幹事ハ組合ノ事務ヲ分掌ス

會計及書記ハ事務一切ニ從事ス

第十條 本組合区域内ニ於テ漁夫其他勞務者勞役、勞働者募集セントスル者ハ本組合ニ加入スル義務アルモノトス但シ漁夫ノ歩方當然同斷ノ事

第十一條 本組合員ハ左ノ事業ヲ確守實行ス

一、勞務者勞役勞働者給付金ヲ協定スルコト

二、二重契約ヲ防止スルコト

三、勞務者勞役、勞働者契約シタルトキハ住所氏名ヲ事務所ニ届出ノコト

四、事務所ニ於テハ雇傭契約者帳帳ニ町村別ニ記載シ二重契約發見シタルトキハ警察署へ申告スルコト

五、雇傭契約者中北海道樺太へ出稼スルモノハ必ス出稼證明書ヲ携帯セシムルコト歸來シタルトキハ下附セラレタル町村長ニ返戻セシムヘシ

六、雇傭契約者出稼地ヲ變更シタルトキハ直チニ組合ニ申出ツルコト

七、無届又ハ組合ニ加入セス募集スル者アルトキハ直チニ組合ニ申告スルコト

八、組合員勞務者ノ出稼先ノ情況及ヒ家元ノ狀況ヲ時々通報スルモノトス

九、本組合ハ北海道其他關係勞務者雇傭團體ト連絡スルモノトス

第十二條 組合員死亡シタルトキハ組合費ノ範圍内ニテ金壹圓以上金五圓以内ヲ以テ造花若クハ金品ヲ供シ弔意ヲ表スルコトアルヘシ但弔意ヲ表スル事務ハ組合長及幹事ニ委托スルモノトス

第十三條 組合員ノ雇人契約濟漁夫ニシテ虛病逃走若クハ入獄又ハ二重ニ他ニ契約ヲナスカ其他ノ事由ニヨリ雇主ニ損害ヲ及ボシタ



ルモノアルトキハ雇主ハ其住所氏名年齢貸付金額契約年月日並ニ連帶借用人住所等詳シク組合長ニ申告スルコト

第十四條 組合長ハ前條ノ申出ヲ受ケタルトキハ其事由ヲ詳記シ遲滞ナク全組合員ニ通知スルモノトス

第十五條 組合員ハ前條ノ通知ニ接シタルトキハ其被雇人ニ對シ前貸金其他一切ノ損害金ヲ總會ニテ決定雇主ニ辨償シタル後ニアラサレハ其者ヲ雇入ル事ヲ得ス

但シ本條ヲ無視シタル組合員ニ對シテハ役員會ノ決議ニ依リ金三圓以上金百圓以内ノ違約損害金ヲ即時事務所ニ納付セシムルモノトス

第十六條 組合員ニシテ組合ノ名譽ヲ毀損スルノ行爲アルトキハ組合會ノ決議ニ依リ除名スル事ヲ得

前條ノ規定ニ依リ除名セラレタルモノハ其以前ニ組合ニ納付シタル組合費其他ノ費用ノ返還又ハ異議申立ツル權利ヲ失フモノトス

第十七條 組合員ニシテ本規約ニ違背スルモノアルトキハ其事情ノ如何ニヨリ組合會ノ決議ヲ以テ金二圓以上金十圓以内ノ範圍ニ於テ違約損害金ヲ提出セシムルモノトス

第十八條 雇主ニシテ不正漁夫ノ爲メニ債權ノ返還ニ苦マル、方ニシテ其徵收方ヲ組合長ニ一任シタ場合ハ其報酬トシテ左ノ割合ヲ以テ提供スルモノトス

一、債權額ノ二割但訴訟等ノ場合ハ雇主ニ於テ實費負擔スルモノトス

第十九條 會議ハ總會役員會ノ二トス

一、總會ハ毎年一月十日トス

二、役員會ハ毎年壹月貳日トス

但シ臨時ニ總會又ハ役員會ヲ開クコトアルヘシ又ハ會員三分ノ一以上ノ請求アリタルトキハ開會ス

三、會議ハ五日以前ニ期日場所事項ヲ通知ス但急須ノ場合ハ此限りニアラス

第二十條 本組合會計年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ヲ以テ終ル

第二十一條 雇主ハ組合會費年額貳圓納付スルモノトス臨時費用ハ時機ニ應シ平等負擔徵收ノコト但各雇主ニ於テ被雇者扱料トシテ被雇者一名ニ付毎年三十錢以上五十錢以内ヲ會計書記ニ手當トシテ給與スルコト

第二十二條 組合ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一、會員名簿 二、會計簿 三、勞務者臺帳其他必要帳簿

第二十三條 會費決算ハ役員會ニ付議認定ヲ受ケ總會ニ報告スルコト

第二十四條 本組合員ハ以上ノ外縣令其他諸法規ヲ遵守スルモノトス

第二十五條 北海道樺太漁業家及雇主ハ總會ニ出席漁夫給與其他給料ノ決定ニ付意見ヲ交換シ所謂公定標準相場ヲ作成スル事ヲ得

第二十六條 本規約ヲ變更セントスルトキハ組合員三分ノ一以上發議ニヨリ過半数ノ賛成アルニ非サレハ是ヲ改訂スルコトヲ得ス

第二十七條 本規約ハ組合員確守ヲ期スル爲メニ一同署名捺印ス

昭和二年一月一日ヨリ實施

### ◎秋田縣出稼勞務者保護組合聯合會會則

#### 第一章 總 則

第一條 本會ハ秋田縣出稼勞務者保護組合聯合會ト稱ス

第二條 本會ハ秋田縣内ノ出稼勞務者保護組合ヲ以テ組織シ之カ聯絡統一ヲ圖リ其ノ發達ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ノ事務所ハ秋田縣廳内ニ置ク

#### 第二章 事 業

第四條 第二條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、出稼地ニ於ケル勞務ニ關スル諸般ノ調査ニ關スル事項

一、雇傭條件並紹介謝金ノ協定ニ關スル事項

一、出稼勞務者及家族保護ニ關スル事項

一、組合員ノ表彰ニ關スル事項



一、其ノ他必要ト認ムル事項

第三章 機 關

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會 長 一名 一、副會長 一名 一、理 事 若干名

第六條 會長ハ必要ニ依リ幹事長以下事務員ヲ置クコトヲ得

第七條 會長ハ秋田縣知事ヲ副會長ハ秋田縣學務部長ヲ推戴ス

理事ハ會員及關係官公吏中ヨリ會長之ヲ委囑ス

事務員ハ會長之ヲ任免ス

第八條 會長ハ會務ヲ總攬ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキ之ヲ代理ス

理事ハ重要ナル會務ニ參畫シ業務ノ執行ヲ援助ス

事務員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ諸般ノ事務ヲ處理ス

第九條 會長ハ必要ニ依リ顧問ヲ置クコトヲ得

第十條 本會ハ毎年一回總會ヲ開會ス但シ會長必要ト認ムルモノハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

總會ニ附議スヘキ事項左ノ如シ

一、豫算並決算

一、會則ノ改正

一、其他重要ナル事項

總會ニ於ケル會議ノ手續ハ普通會議ノ例ニ依ル

第十一條 役員ハ總テ名譽職トシ其ノ任期ヲ二年トス

但シ任期滿了ノ後ト雖後任役員ノ就職スル迄ハ其ノ職務ヲ行フ

補缺ニ依リ委囑セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第四章 會 計

第十二條 本會ノ會計年度ハ曆年ニ依ル

第十三條 本會ノ經費ハ會員負擔金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第十四條 豫算各款内ノ金額ハ會長ニ於テ流用スルコトヲ得

附 則

第十五條 本則ヲ改廢セムトスルトキハ會員三分ノ二以上ノ出席ト出席員三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス







北海道出稼漁夫供給組合一覽表

備考  
カ：カムサツカ  
道内：道内  
太：北海道内

郡名	組合名	區域	設立年月日	組合員數	手數	昭和二年		供給		主要漁業	
						收入	支出	大正十五年	昭和二年		
檜山郡	江差町出稼漁夫供給組合	一町内	大正一五・二・二七	三九三	一五〇	八五九・八一	一〇五・〇〇	三三	三三	カ、道内	
		上ノ國村出稼漁夫供給組合	一町内	一五・二・二〇	四八三	一八〇	一、六九〇・〇〇	一、六九七・七七	三三	三三	カ、道内
		泊村出稼漁夫供給組合	同	一五・二・二二	四六四	三〇〇	一、七三三・〇〇	一、七三三・〇〇	二六	二六	カ、道内
爾志郡	乙部村出稼漁夫供給組合	同	一五・二・二〇	七五五	一七二	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	五	一五	カ、道内	
		熊石村出稼漁夫供給組合	同	一五・二・一六	八五六	八五六	七〇八・〇〇	四一・二・六二	一五	二〇	カ、道内
久志郡	久遠村出稼漁夫供給組合	同	昭和一・二・一三	二〇九	一三	—	—	—	—	同	
奥尻郡	奥尻村出稼漁夫供給組合	同	昭和二・二・二三	一一〇	一一〇	—	—	—	—	同	
太櫛郡	太櫛村出稼漁夫供給組合	同	大正一五・二・二七	一一二	一一二	—	—	—	—	同	
瀬棚郡	瀬棚町出稼漁夫供給組合	同	一五・二・三〇	一五〇	一五〇	—	—	—	—	同	
島牧郡	東島牧村出稼漁夫供給組合	同	昭和二・五・一	三〇〇	一〇	二八・五〇・〇〇	二八・五〇・〇〇	—	—	同	
		西島牧村出稼漁夫供給組合	同	大正一五・二・二八	二八三	一六	二九九・〇〇	三三三・五〇	—	—	同
古宇郡	神恵内村出稼漁夫供給組合	同	昭和二・〇・二四	一三三	一三八	—	—	—	—	同	
壽都郡	樽岸村出稼漁夫供給組合	同	大正一五・一・三〇	一九一	一九一	—	—	—	—	同	
磯谷郡	磯谷村出稼漁夫供給組合	同	昭和二・二・二二	四三四	四七〇	—	—	—	—	同	
歌棄郡	歌棄村出稼漁夫供給組合	同	二・一・一八	一五六	一七二	—	—	—	—	同	
白老郡	白老村出稼漁夫供給組合	同	大正一五・二・一	二五〇	二六〇	—	—	—	—	同	
幌別郡	幌別村出稼漁夫供給組合	同	昭和三・三・二二	—	—	—	—	—	—	同	
松前郡	大澤村出稼漁夫供給組合	同	大正一五・一・二七	一七五	一八七	—	—	—	—	同	
		福山村出稼漁夫供給組合	同	一五・二・一〇	一八四	一八四	—	—	—	—	同
上磯郡	上磯町出稼漁夫供給組合	同	昭和二・一・一四	六六〇	六八〇	—	—	—	—	同	
		木古内村出稼漁夫供給組合	同	大正一三・一・一	二四七	二五〇	—	—	—	—	同
		知内村出稼漁夫供給組合	同	一五・二・二四	三四六	三五二	—	—	—	—	同
龜田郡	落部村出稼漁夫供給組合	同	一五・二・二四	六七八	六七八	—	—	—	—	同	
		茂別村出稼漁夫供給組合	同	一五・二・二四	六七八	六七八	—	—	—	—	同
茅部郡	砂原村出稼漁夫供給組合	同	一五・二・二〇	四六三	四六三	—	—	—	—	同	
		川波出稼漁夫供給組合	同	一五・二・二〇	四六三	四六三	—	—	—	—	同
山越郡	八雲町出稼漁夫供給組合	同	大正一五・二・二四	一六七	一六七	—	—	—	—	同	
		長萬部村出稼漁夫供給組合	同	一五・二・二八	一五七	一六二	—	—	—	—	同
合計				八八七	四〇八	一〇〇,〇〇〇・〇〇	一一一,〇〇一・六六	五九	八五	カ、道内、カ、沿海州	











Table with 10 columns: Village Name, Group Name, Date, Amount, etc. Includes entries like 後湯村縣外出稼者組合, 荒川村出稼者組合, etc.

Table with 10 columns: Village Name, Group Name, Date, Amount, etc. Includes entries like 岩崎村縣外出稼者組合, 館田村出漁者供給組合, etc.

Table with 10 columns: Village Name, Group Name, Date, Amount, etc. Includes entries like 千年村縣外出稼組合, 裾野村縣外出稼組合, etc.

Table with 10 columns: Village Name, Group Name, Date, Amount, etc. Includes entries like 柏木町村縣外出稼者組合, 浪田村縣外出稼者組合, etc.

Table with 10 columns: Village Name, Group Name, Date, Amount, etc. Includes entries like 梅澤村縣外出稼者供給組合, 小阿彌村縣外出稼者組合, etc.











秋田縣出稼漁夫供給組合一覽表

備考  
カ...カ  
北...北  
カ...カ  
ム...ム  
サ...サ  
ツ...ツ  
カ...カ  
海...海  
道...道

郡名	組合名	區域	設立年月日	組合員數	料手数	昭和二年		供給		昭和二年	主要出稼地	漁業種類
						收入	支出	大正十五年	昭和二年			
北秋田郡	鷹巣町勞務者保護組合	町内	大正 一四・二・一〇	二八	二八	四・〇〇	五・一〇	一〇	一〇	二八	二カ	鮭
	榮村出漁者供給組合	町内	一四・二・一七	二	二	三・五〇	四・〇〇	一	一	二	二カ	鮭
	下川沿村出漁者供給組合	町内	一四・二・一七	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	上川沿村勞務者保護組合	町内	一四・二・一八	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	大館町出稼人供給組合	町内	一四・二・二〇	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	釋迦内村勞務者保護組合	町内	一四・二・二五	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	十二所町出漁者供給組合	町内	一五・三・三〇	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	東館村勞務者供給組合	町内	一五・三・一〇	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	西館村出漁者供給組合	町内	一四・一〇・二九	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	二井田村出漁者供給組合	町内	一四・一〇・一〇	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	真中村出漁者供給組合	町内	一四・一〇・一〇	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	七日市村勞務者保護組合	町内	一四・一〇・一〇	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	米内澤町出稼勞務者供給組合	町内	一五・二・二五	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	上大野村出漁者供給組合	町内	一四・一・三〇	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	下大野村出漁者供給組合	町内	一四・一・一〇	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	落合村出漁者供給組合	町内	一五・一・二二	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	大葛村出稼人供給組合	町内	一四・一・二五	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	坊澤村出稼勞務者供給組合	町内	一四・一・二一	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	七座村勞務者保護組合	町内	一四・一・一	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	緩子村勞務者保護組合	町内	一四・三・三〇	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
早口村勞務者保護組合	町内	一四・二・一〇	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭	
前田村出漁者供給組合	町内	一四・二・一〇	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭	
長木村勞務者保護組合	町内	一五・一・一五	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭	
扇田町出稼勞務者保護組合	町内	一五・一・一七	一	一	三・五〇	四・〇〇	一	一	一	一カ	鮭	
山本郡	榑村漁業勞務者供給組合	一村内	一四・二・二五	三	三	五・一〇	五・一〇	一	一	三	三カ	鮭、鯨
	淺内村出漁者供給組合	一村内	一四・一・一〇	一	一	一六・一〇	一六・一〇	一	一	一	一カ	鮭
	濱口村出漁者供給組合	一村内	一四・三・一八	一	一	三三・三〇	三三・三〇	一	一	一	一カ	鮭
	鶴川村出漁者供給組合	一村内	一四・二・二二	一	一	九六・〇〇	一〇五・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	鹿渡村出漁者供給組合	一村内	一四・二・二九	一	一	一三三・〇〇	一四〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	上岩川村出漁者供給組合	一村内	昭和二・二・一〇	一	一	三〇・〇〇	三〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	下岩川村出漁者供給組合	一村内	大正 一四・二・三〇	一	一	一八〇・〇〇	一八〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	金岡村出漁者供給組合	一村内	一四・一・一五	一	一	一三〇・〇〇	一三〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	鶴形扇淵村出漁者組合	一村内	一四・二・一七	一	一	一八〇・〇〇	一八〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	二井町、荷上扇淵村出漁者供給組合	一村内	昭和二・一・一〇	一	一	一〇五・〇〇	一〇五・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	響村出漁者供給組合	一村内	一四・一・一〇	一	一	一〇五・〇〇	一〇五・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	種梅村出漁者供給組合	一村内	大正 一四・一・一〇	一	一	一〇五・〇〇	一〇五・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	常盤村勞務者供給組合	一村内	一四・一・一九	一	一	一四〇・〇〇	一四〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	富根村勞務者供給組合	一村内	一五・一・一七	一	一	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	藤琴村出漁者供給組合	一村内	一四・一・一九	一	一	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	柏毛村出漁者供給組合	一村内	一四・一・一〇	一	一	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	東雲村漁業勞務者供給組合	一村内	一四・一・一〇	一	一	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	埴川村出漁者供給組合	一村内	一四・一・一〇	一	一	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	澤目村出漁者供給組合	一村内	一四・一・一〇	一	一	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
	八森村、岩館村出漁者供給組合	一村内	一五・一・一	一	一	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭
森岳村出漁者供給組合	一村内	一四・一・一〇	一	一	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭	
檜山町出漁者供給組合	一村内	一四・一〇・一四	一	一	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭	
船越町出漁者組合	一村内	一四・二・一三	一	一	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭	
南磯村出漁者組合	一村内	一四・三・一〇	一	一	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭	
男鹿中村出漁者組合	一村内	一四・三・一七	一	一	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭	
天王村出漁者組合	一村内	一四・一・一〇	一	一	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭	
五里合村出漁者組合	一村内	一四・三・一八	一	一	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭	
湯西村出漁者組合	一村内	一四・三・一	一	一	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭	
戸賀村出漁者組合	一村内	一四・三・二二	一	一	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭	
北浦町出漁者組合	一村内	一四・二・一七	一	一	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一	一	一	一カ	鮭	













昭和四年三月二十日印刷

中央郵業聯合會

東京市京橋區南橋本一丁目十八番地

印刷所  
東京市京橋區南橋本一丁目十八番地  
印刷人  
小 塚 良 三 次  
東京市京橋區南橋本一丁目十八番地

Table with multiple columns and rows of small text, likely a list or index. The text is too small to read clearly but appears to be organized in a grid.



